

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 平成29年12月4日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 1名

- 7番 須藤京子君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
書 記	飯 村 彰 君

平成29年第4回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 小松崎 伸 (一問一答方式)	1、牛久市スポーツ施設の今後の利用について (武道場、牛久一中体育館、運動公園野球場等) 2、若者の雇用対策について	①茨城国体、東京オリンピックを間近に控え、事前合宿等誘致は。 ②他地域からの練習場としての継続利用は。 ①現状分析 ②今後の取組 ・企業との連携強化 ・企業誘致 ・新たな取組	市長 教育長 関係部長
2. 守屋 常雄 (一問一答方式)	1 エスカード牛久ビルの利活用について 2 空き地の情報提供について	この件につき何度も質問しているが、市民が利用できる公共施設として活用する具体策を、鮮度がある間にお願いたいと思うが。 (またこの件についての税金投入はやむを得ないと考えるが。) 地権者が家を撤去して土地を売り出す事も大いに考えられるが、更に販売し易くする為の一助として、情報を空家バンクと同じように提供して欲しいと思うが。	市長 関係部長
3. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1、交流施設の必要性について 2、一般競争入札参加資格要件の見直しについて	人口を持続的に増加させる為の市街地の拡充に向けて、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に合致する交流施設を整備する必要性があると考えますか？ より多くの市内業者に受注の機会を与える意味で、過去10年間という公共工事の実績に係わる参加要件を過去15年間ないしは過去20年間に広げるべきと考えますか？	市長 関係部長 市長 副市長 関係部長

	<p>3、消火栓のタイプについて</p> <p>4、企業誘致に係わるオーダーメイド方式の更なるPRについて</p> <p>5、小規模急傾斜地崩壊対策について</p>	<p>有事の際の迅速な対応を考慮し、地上式の消火栓も設置すべきと考えるが？</p> <p>企業誘致を促進する一環として、オーダーメイド方式の更なる情報発信に努めるべきと考えるが？</p> <p>県の指定基準から除外される5戸未満の家屋の保全対策を実施すべきと考えるが？</p>	<p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p>
4. 秋山 泉 (一問一答方式)	<p>1、不登校12万人の かげで、広がる子 どもの睡眠障害対 策について</p> <p>2、国民健康保険者 が割安料金で宿泊 できる施設につい て</p> <p>3、空家対策につい て</p>	<p>1、現在の不登校者数を伺う。</p> <p>2、不登校の理由をどのように把握しているのか伺う。</p> <p>3、「眠育教育」の重要性について教育委員会は把握しているのか。</p> <p>4、今後、「眠育教育」の推進を要望するが、見解を伺う。</p> <p>1、昨年、第2回定例会において前向きなご答弁を頂きました。その後の進捗状況を伺う。</p> <p>1、空家バンク制度について伺う。</p> <p>2、密集住宅地において、狭小な空家・空き地・狭隘道路を一体化して取り組んではどうか。</p> <p>3、長年、空家で放置されている物件に対し、朽ちるのを防ぐための適正管理について。</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>
5. 柳井 哲也 (一問一答方式)	<p>1、「うしく菊花公園」の未来図について</p>	<p>菊農家の生産状況や「うしく菊まつり」の開催と共に「うしく菊花公園」の開園は、菊を市の花とする牛久市に大きく貢献していると考えます。</p> <p>1. 市当局から見た率直な感想。</p> <p>2. 菊のまちとなるよう育てていくべきではない</p>	<p>市長 関係部長</p>

	<p>2、農産物認証について</p>	<p>か。</p> <p>3. まず未来図を設定し、毎年少しずつ整備していきけるよう支援をしてはどうか。</p> <p>①菊の説明書きづくり、防犯対策など</p> <p>②温室</p> <p>③事務所</p> <p>④駐車場</p> <p>1. 牛久市の農業振興策</p> <p>2. 国と連携しながら牛久の農業を伸ばす五輪の食の「認証」についてどのように考えているか。</p>	
<p>6. 山本 伸子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 監査制度の現状と内部統制の制度下に向けての考えは</p> <p>2. ふるさと納税の健全な発展に向けて</p>	<p>(1)監査委員事務局の体制と実施計画について伺う。</p> <p>(2)定期監査、随時監査、行政監査の近年の現状について伺う。</p> <p>(3)財政援助団体等監査の対象団体と近年の調査団体、その結果について伺う。</p> <p>(4)監査制度の充実強化に向けて、監査基準の策定、外部監査の導入等について伺う。</p> <p>(5)今現在の内部統制に該当する制度について伺う。</p> <p>(6)平成32年4月の内部統制制度化に向けての考え方について伺う。</p> <p>(1)過去3年の寄附金額、控除額、返礼品額(送料込み)の収支金額の推移と今年度の見込み額、来年度の目標額から、今後のふるさと納税の課題について伺う。</p> <p>(2)返礼品の還元率とモノからコトへの返礼品の考え方について伺う。</p> <p>(3)寄附金の使い道の希望と実際に使った事業、また新たな使い道の可能性について伺う。</p> <p>(4)使い道の寄附者及び市民への周知について伺う。</p>	<p>市長 副市長 関係部長</p>

		<p>(5)ホームページの充実とふるさと寄附のサイトとの契約について伺う。</p> <p>(6)ふるさと納税の発展的な取り組みとして、担当部署の連携について伺う。</p>	
7. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	<p>1. 自治体ポイントについて</p> <p>2. 駅周辺のムクドリについて</p>	<p>①検討状況</p> <p>②マイナンバーカードとの連携</p> <p>③交換できる商品、サービスは</p> <p>④ポイント付与で市民活動を支援してはどうか</p> <p>①現状</p> <p>②これまでの対策</p> <p>③今後の対応</p>	市長 副市長 関係部長
8. 黒木のぶ子 (一問一答方式)	<p>1 調整池について</p> <p>2 高齢者に優しいまちづくりについて</p> <p>3 外来種害獣の駆除について</p>	<p>(1)現在工事中も含め調整池に要する年間維持管理費</p> <p>(2)草刈りや浚渫等の維持管理費の削減の工夫 民間経営のつり堀や地域住民による管理について</p> <p>(3)田宮西近隣公園完成後の散策道の両側への草花や園内に花木等の植栽について</p> <p>(1)牛久駅西口のかっぱ号の乗降位置に柵が有るのでタイヤヤ入口まで足腰の悪い高齢者が歩かなければならないので乗降位置の改善</p> <p>(2)シルバーカー利用時に道路のデコボコやU字溝の蓋の不具合で荷の転倒がある</p> <p>(3)ひたち野うしく駅のタクシー乗り場の改善</p> <p>(1)ハクビシンの被害苦情の件数と駆除について</p>	市長 関係部長
9. 長田 麻美 (一問一答方式)	1、乳幼児虐待、子どもの貧困世帯を作らない時代に合わせた早期の対策を。	<p>(1)母子手帳交付時に子育てに関する行政サービスの周知、説明について伺う。</p> <p>(2)母子手帳自体の分かりや</p>	市長 副市長 教育長 関係部長

	<p>2、市内中学校の制服、ジャージのモデルチェンジを。</p> <p>3、スクールアシスタント増員の予算増額を。</p>	<p>すい場所に市の子育てに関する情報のURLやQRコードを記載すべきと考えるがどうか。</p> <p>(3)出産入院中に市の施策情報周知について病院との連携を行ってはどうか。</p> <p>(4)育児について気軽に悩み相談できる掲示板やアドレスの掲載、取り組みについてのお考えを伺う。</p> <p>(1)制服、ジャージのモデルチェンジの要望が多いがご見解を伺う。</p> <p>(2)モデルチェンジした学校、他自治体がどのように至ったかの調査研究について。</p> <p>(3)各学校判断に変えていくおつもりはあるかを伺う。</p> <p>(1)市内学校のスクールアシスタントの現状について伺う。</p> <p>(2)増員の必要の有無について伺う。</p> <p>(3)増員に向けた予算計上をするべきと考えるがどうか。</p>	
10. 尾野 政子 (一問一答方式)	<p>1 ヘルプカード、ヘルプマーク導入について</p> <p>2 入学準備金の前倒しについて</p> <p>3 医療費削減について</p> <p>4 スマホの投稿アプリで道路破損など地域に密着した情報取得について</p>	<p>①それぞれの進捗状況について</p> <p>①当市の今後の対応について</p> <p>①ジェネリック医薬品差額通知の成果について</p> <p>②費用対効果について</p> <p>③今後の取組について</p> <p>①現状の情報収集について</p> <p>②対応と課題について</p> <p>③損害補償について</p> <p>・事故件数と保険料の推移について</p> <p>④スマホを活用した情報収集の当市の見解について</p>	市長 関係部長

	5 断水に備えた避難所トイレの確保について	①当市の災害時トイレの体制づくり、計画づくりの現状について ②今後の課題について ③国の補助制度について	
11. 池辺己実夫 (一問一答方式)	1. 牛久シャッターの日本遺産登録申請について	(1) 遺産登録申請の進捗状況について (2) 山梨県甲州市との協働について (3) 今後のスケジュールについて (4) 取得後の活用方法について (5) 映画化について	市長 副市長 教育長 関係部長
12. 杉森 弘之 (一問一答方式)	1、再生エネルギーによる電力自給率100%超に向けて 2、「学校における働き方改革に係る緊急提言」に関して	1) 省エネ対策 ・市内LED化の進展状況 ・その他の省エネの施策と成果 2) 再生エネルギーによる発電 ・市内の太陽光発電の状況 ・上記状況把握の必要性についての見解 ・市内における総電力消費量とその把握状況 ・持続的な社会発展の基礎作り、新たな地元産業の育成、安価で安定的な電力供給による地域の魅力度アップと災害対策としての電力自給率100%超に関する市の見解 ・新たな農業活性化策としての営農型太陽光発電に関する市の見解 1) 「勤務時間」を意識した働き方 ・勤務時間管理 ・休憩時間の確保 ・組織管理や時間管理、健康安全管理 2) 学校・教職員の業務改善の取組 ・時間外勤務の削減 ・業務の電子化による効率化 ・調査・報告依頼の現状と減少策 ・業務の連携や分担の在り	市長 副市長 教育長 関係部長

		方を見直す	
13. 藤田 尚美 (一問一答方式)	<p>1 教育環境について</p> <p>2 市立中央図書館について</p> <p>3 肝炎ウイルス陽性者への対応</p> <p>4 県道土浦竜ヶ崎線との交差点から福祉センターにむかう歩道整備について</p>	<p>(1) いじめ・アプリで匿名通報</p> <p>(2) 「ストップイット」の導入の考え</p> <p>(3) スクールソーシャルワーカー設置について</p> <p>(4) コミュニティスクールの取り組み</p> <p>(5) 特別支援教育体制の強化</p> <p>(1) 居場所カフェの設置にむけての進捗状況</p> <p>(2) 認知症の人にやさしい本棚のコーナーの設置の考え</p> <p>(1) 肝炎ウイルス陽性者の早期発見と重症化予防</p> <p>(2) 検査の重要性の周知について</p> <p>(1) 進捗状況</p>	市長 教育長 関係部長
14. 甲斐徳之助 (一問一答方式)	1. 市内経済活性化にむけた観光戦略について	<p>(1) これまで進めてきている事業の確認。</p> <p>(2) これからの事業の確認。近隣市町村との連携はどの程度すすんでいるのか。</p> <p>(3) 官民での観光戦略について。</p> <p>①観光協会の活動及び連携は。DMOはどう考えるか。</p> <p>②行政・団体における旅行業免許の取得など。</p> <p>③担当課の変更の考え。</p> <p>(4) 牛久シャトーの日本遺産登録への進捗状況。</p> <p>(5) 車社会での玄関口・観光拠点になるPA/SAの設置の考え。</p>	市長 教育長 関係部長

	<p>2. 公衆用道路に対するの行政の把握・管理状況について</p> <p>3. 公立・私立幼稚園・保育園の考え方について</p>	<p>(1) 公衆用道路の把握状況・管理状況（トラブル事例など）。</p> <p>(2) 今後どのように対応するのか。市の管理にできないか。</p> <p>(1) 市民要望状況・コスト面は。</p> <p>(2) 認定こども園移行への考え。</p> <p>(3) 第一幼稚園の旧園舎の撤去対応。（時期・予算）</p> <p>(4) なぜ、分離新設中学校敷地内で幼稚園運営なのか。</p>	
15. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	<p>1. 女性の貧困問題について</p> <p>2. 男女共同参画の推進について</p>	<p>1) 実態の把握 (女性の貧困が見えにくいといわれているが、各種の納付・納税状況から把握は)</p> <p>2) 今後の人口動態からみえる問題点</p> <p>3) 自治体の取り組みの在り方、支援と見守り ①相談支援と居場所づくりの必要性 ②母子家庭の実情とひとり親家庭をいかに支えるか</p> <p>1) 「貧困問題は女性問題」であり、男女共同参画の推進が不可欠</p> <p>2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p>	市長 教育長 関係部長
16. 鈴木かずみ (一問一答方式)	1. 放課後児童クラブの充実について	<p>(1) 放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月、厚労省）に基づく、放課後児童健全育成事業の役割と目的について</p> <p>(2) 放課後児童クラブにおける育成支援</p> <p>(3) 市の方針、現状と課題について</p> <p>(4) 放課後子ども総合プランとの関連について</p> <p>(5) 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善</p>	市長 教育長 関係部長

		<p>について (6) 障害児受入強化推進事業の充実について</p> <p>(1) 現状と課題について</p>	
<p>17. 利根川英雄 (一問一答方式)</p>	<p>2、地域公共交通の 近隣市との連携協定について</p> <p>1 受益者負担について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の原則とは ・納税義務と受益の考え方は ・法的根拠は ・例えば生涯学習センターの使用料について ・公民館と生涯学習センターについて ・社会教育とは ・貸館業務 ・これまでの答弁について 	<p>市長 教育長 関係部長</p>

平成29年第4回牛久市議会定例会

議事日程第2号

平成29年12月4日(月)午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(板倉 香君) おはようございます。

7番須藤京子君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は17名です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。



一般質問

○議長(板倉 香君) 初めに、21番小松崎 伸君。

[21番小松崎 伸君登壇]

○21番(小松崎 伸君) おはようございます。無会派の小松崎 伸です。

今回は大きく2点について質問をいたします。どうぞよろしく願いをいたします。

まず、1点目でございますけれども、牛久市スポーツ施設の今後の利用についてということでございます。特に、武道場、牛久一中の体育館、運動公園野球場等について質問をいたします。

①といたしまして、茨城国体、東京オリンピックを間近に控えまして、事前合宿等誘致はということでございます。

まず、茨城国体でございますけれども、前回の茨城国体は1974年、昭和49年でございますけれども、10月20日、天皇・皇后両陛下をお迎えいたしまして、「水と緑のまごころ国体」ということをテーマに開催をされました。そして、当時の岩上二郎茨城県知事が230万県民の感激と喜びを込めて開会宣言をいたしました。

さて、開催まで2年を切りました今回の茨城国体でございますけれども、まず、牛久市で行われる軟式野球、空手の事前合宿の誘致への取り組みについてお伺いをいたします。

○議長(板倉 香君) 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 国体の事前合宿誘致につきましてお答えいたします。

国体の競技に出場する各都道府県代表チームは、地元から直接3日前から前日に開催地に入りまして、開催地が用意する練習会場において事前練習を行い、大会競技に臨んでおります。

平成31年に牛久運動公園野球場で開催される軟式野球につきましては、10月4日金曜日に2試合、10月5日土曜日に2試合の計4試合が開催をされます。各代表チームの事前練習会場として、隣接の牛久運動公園多目的広場を競技開始前日の3日木曜日から5日土曜日までの3日間にわたり提供する予定でおります。各代表チームにつきましては、多目的広場の2時間枠で練習し、大会競技に臨むことになります。

また、空手道競技につきましては、牛久運動公園体育館メインアリーナにおきまして、9月28日土曜日から30日月曜日までの3日間開催をされます。各都道府県代表チームの事前練習会場といたしましては、東洋大学附属牛久中学校・高等学校体育館と、また県立牛久高等学校体育館を競技開始3日前の9月25日水曜日から大会初日の28日土曜日までの4日間、練習会場として貸していただくことになっております。この2つの体育館にそれぞれ8面の練習場を用意いたしまして、2時間1枠の練習時間を使って代表チームが練習し、大会競技に臨むことになります。

次に、牛久運動公園野球場の活用につきましては、グラウンドを最高の状態で管理し国体本番を迎えるため、競技開始前1カ月程度芝の養生期間を確保する計画ですので、直前の貸し出しは予定しておりませんが、それ以前であれば使用可能ですので、積極的に貸し出しを行ってまいりたいと思います。

また、新たに建設する武道場や大会メイン会場となる体育館の活用につきましても、本大会の約3週間前から大会の準備作業を予定しておりますので、練習会場としての利用は予定しておりませんが、野球場と同様にそれ以前の使用は可能ですので、積極的に貸し出しを行ってまいりたいと思います。

次に、牛久第一中学校体育館の国体練習場としての活用につきましては、基本的に学校施設でありますので、牛久市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則に基づき登録した利用団体に、学校教育に支障のない範囲で貸し出すこととなります。国体練習場としての利用につきましては、学校及び学校開放利用団体が利用しない空き期間におきまして貸し出し可能ですので、県国体・障害者スポーツ大会局並びに競技団体に利用を働きかけてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） まだ質問していない分まで答弁いただきまして。

ただいまの答弁ですと、ほぼ事前練習場のほうですね、練習会場としての答弁でございませ

たけれども、事前に合宿誘致、合宿のほうの牛久市の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

国体の競技に出場する各都道府県の代表チームにつきましては、特に事前合宿などは行っていないというのが他の都道府県では多いようでありまして。仮に牛久市にその事前合宿などで施設利用の要望があった場合には、積極的にこちらの合宿のほうも対応してまいりたいと考えております。御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） これもぜひ前向きにお願いしたいと思います。

続いて、東京オリンピックについてでございますけれども、事前合宿地は日本国内で既に100市区町村を超えておりまして、茨城県ではサッカーの会場として鹿嶋市の県立カシマスタジアム、こちらが決定しております。また、事前合宿地としてキューバが龍ヶ崎市、パラオが常陸大宮市、モンゴルが桜川市というふうな状況になっております。この点、牛久市の取り組み状況についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） オリンピックの事前合宿誘致の御質問にお答えいたします。

東京2020オリンピックに向けまして自治体の活動といたしましては、直前の練習を目的として事前合宿と、オリンピックを契機とした交流事業としてのホストタウン事業がございます。

事前合宿は、選手や大会役員が大会時に最高のパフォーマンスを発揮できるようにすることが目的でありまして、時差や気候への順応のために大会前に開催国や隣国にて任意に行うトレーニング合宿でございます。

また、ホストタウンは、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る自治体を国が認定しまして、オリンピック・パラリンピックの出場選手を含めた相手国との交流を通じまして、スポーツのすばらしさを学び、外国を知り、日本を伝えるものでございます。これは大会後も継続して交流を続けていくものと思っております。

牛久市では、東京まで移動時間が1時間程度と交通アクセスもよく、また、海外から来日する場合成田空港からも近いなどのメリットがあることから、ホストタウンとしての認定を検討しておりました。

茨城県内では既に、先ほど議員のほうから御指摘ありましており、龍ヶ崎市がキューバの柔道チームと事前合宿の協定を締結しております。ホストタウンの認定を受けております。これは、流通経済大学が長年幾つかの海外の柔道団体と協力関係を築いていたこともあって、実

現したと聞いております。

常陸大宮ではパラオの激戦地ペリリュー島での戦没者の方が75名おり、30年以上前から慰霊訪問などの交流を行っていたことから、事前合宿を申し入れてホストタウンは既に認定されております。

両市とも、協議のために市長、副市長、担当者が幾度か相手国を訪問しておりまして、常陸大宮市長はパラオ大統領とも直接面会をして、事前合宿誘致をアピールしてきたと報道されております。

また、ホストタウンとして受け入れを行うに当たりましては、ただ単に来てくれる相手を探すのではなくて、その後の交流までを考えた上で、オリンピック・パラリンピック以降のレガシーとして何が残るかを、国際交流として友好都市・姉妹都市に発展する可能性がある相手国なのかを、考慮しながら誘致活動を行っていかねばならないと考えております。

さらに、経済的にも、国などからの補助はあるものの、宿泊費や移動費用、交流会の費用など少なくない負担が求められるのが実情のようでございます。

11月24日に、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会茨城県推進会議」の設立総会が開催されまして、当市も参加いたしました。この会議は、大会の成功に向け官民一体となって開催準備を進め、あわせて関連事業の実施により茨城県の活性化を図ることを目的としております。当市としまして、会議を通じまして56年ぶりの東京でのオリンピック開催で牛久としても何ができるかを詳しく調査しまして、引き続き茨城県や各種団体と連携して対応していきたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 今、答弁のほうがございましたけれども、この中でホストタウン事業、今後の交流というふうなことですけれども、そして、これは経費がかかるということでございますけれども、こういったことを乗り越えまして方針、誘致する方針であるのかどうか、この点について簡潔にお願いします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 県内のホストタウンといったところで今認定されているのが8カ所ほどございます。先ほど申し上げましたとおり、以前から交流のあるところが多いです。

先ほど3市申し上げましたけれども、そのほかにも例えば銚田市、こういったところでも2014年にベトナムの国家主席が来日しまして、そのときに県と包括協定を結んでおります。また、銚田市におきましてはベトナム人の農業の留学生といったものも多く受け入れている状況もございまして、以前から交流しているというところがございます。そのほかにも例えば笠間市なんかにおきまして、笠間市の特産物であります笠間焼のつながり、こういったものが

ありまして陶芸分野における協力関係を結んでいるという実情がございます。

そう言いましても、何しろ56年ぶりの日本での開催になりますので、今後もできるだけそういう情報を集めながら進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） そうすると、前向きに進めていくというふうなことでよろしいですね。

これは単純に、今からの準備がありますけれども、誘致が間に合うのかということですが、簡潔に答弁をお願いします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 2020年まで数年ございますので、それは時間的には可能だと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 56年ぶりということですので、どうぞよろしくをお願いします。

続きまして、2番目でございますけれども、他地域からの練習場としての継続利用ということでございます。

まず、武道場が新設されます。この武道場は県内有数の施設となるというふうに伺っております。他地域からの国体後の利用について伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えをいたします。

新たに建設する武道場につきましては、県内の武道専用施設といたしましては茨城県武道館に次ぐ規模の施設となります。近隣の土浦市武道館と比べますと、延べ床面積で土浦市約1,477平米に対し、牛久市では1,695平米ありまして約217平米大きく、面積比で約1.15倍となっております。

施設といたしましては、平面で柔・剣道公式サイズ3面が確保できまして、床は板張りの上に畳を敷くことができる施設となっております。用途といたしましては、市内武道等団体の定期練習のほか、体育協会加盟競技団体が主催をいたします市内大会あるいは上部団体が主催する県南地域などの地区大会あるいは昇段試験など広域的な利用が想定をされまして、市内にとどまらず県南地区全体に広く利用を呼びかけてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続いて、牛久一中の体育館、これも新設でございますけれども、こちらについて伺いますが、この牛久一中の体育館は公立中学校としては茨城県ではほと

んどない、いわゆる体操の施設、これは片仮名でピットというんですけれども、このピットを有するということから、スポーツの牛久市の看板施設として他地域からの利用についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 牛久一中の体育館の活用につきましては、先ほども御答弁いたしましたように、学校及び学校開放利用団体、また市民が利用しない空き期間におきまして積極的に貸し出しを検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続きまして、運動公園野球場でございますけれども、特に自然環境、自然災害、そういったものによりまして春先など野球の練習ができない選手、こういう子供たちのために今後野球場を使用してもらい取り組みはできないかというふうな質問でございますけれども、これは現実的には青森県の弘前工業が稲敷市の球場を春先毎年借りまして、そして練習をしていると。これは雪のため練習ができないんですね。それで、さまざまつながりの中で練習場を、稲敷のあの欽ちゃんの練習場を借りてやっていると。そして、町を挙げて町の人たちが積極的にこのお手伝いをしているというふうなことで交流を図っているということが現実でございます。

そういったことも含めまして、こういった人たちあるいは東日本大震災で被災をした、そして思いどおりにやはり練習ができないというふうな子供たち、そういった子供たちに練習をしてもらおうというふうな取り組み、こういったものは非常に交流としても、いわゆる思いやりも育むものであるというふうなことから、今後そういった取り組みはできないかということで質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

牛久運動公園野球場につきましては12月中旬から3月中旬までの冬の期間、芝の保護のために養生期間といたしまして利用を停止をしております。3月下旬以降、市内団体の利用がない場合に貸し出しが可能ですので、こちらにつきましても要望がありました場合には積極的に対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） そうしますと、今の点は積極的に対応するということによろしいですね。よろしいですね。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） そうですね。利用がもし、申し出があった場合には、積極

的に貸し出しを検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） よろしく願いいたします。

続きまして、大きな2番といたしまして、若者の雇用対策ということでございます。

まず、①といたしまして現状分析。

現在、新規学卒者の就職率は実際は改善が進んでおります。しかし、就職を希望しながら未就職のまま卒業する方もおまして、就職をしても大卒者の3割が3年以内に離職をしております。また、フリーターは日本全国で約180万人前後で推移をしております。特に地方では企業も少なく、若者は希望を持って働ける地元の職場を求めており、就職支援は喫緊の課題であります。しかし、その一方、龍ヶ崎ハローワーク管内での一般職業紹介件数はここ数年減り続けております。牛久市でもこのような状況に変わりはないと思われませんが、まず、現状について所見をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 小松崎議員の若者の雇用対策についてお答えいたします。

現在の若者を取り巻く雇用環境は、少子高齢化が進展し、若年層の労働力人口が減少する中、最近の雇用情勢の堅調さを受けて新卒者の就職率が上昇傾向にあります。

一方で、小松崎議員御指摘のとおり、依然として就職できない若者が存在し、非正規雇用労働者の増加、さらには新卒者の離職率が高どまり傾向にあるなど、課題が山積しています。

牛久市の15歳から34歳までの若年層の完全失業者数を見ますと、平成27年の国勢調査では555人、平成22年の同調査の1,522人に比べ大幅に減少したことがわかりますが、市全体の失業者数は平成27年の調査で1,639人であり、失業者の約3割を若年層が占めています。

このような中、牛久市では就職に悩む15歳から39歳までの若者やその家族を対象に、就職への不安を軽減して就労につながる相談業務を行っています。この事業は、厚生労働省が実施している地域若者サポートステーション事業の一環で、国の委託を受けた民間団体との連携により出張相談を毎月第4火曜日に実施しています。相談件数は、平成27年度39件、平成28年度35件となっており、この相談を受けて実際に就職した人数は、平成27年度11人、平成28年度6人でした。

このほか、牛久市内の中小企業をメインとした求人情報についてハローワーク龍ヶ崎から情報提供を受け、毎週月曜日に市ホームページで紹介するとともに、総合案内の情報コーナーで配布しております。また、茨城県が主催する就職面接会や就職セミナーのうち、牛久市内や土浦市、つくば市など近隣で開催されるイベントの情報を広報紙に掲載しています。

若者に対する雇用対策は市単独では難しい面もあることから、ハローワーク龍ヶ崎や茨城県との連携をこれまで以上に強化し、できることから実践してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） ただいまの答弁の中で、地域若者サポートステーション事業があるということでございますけれども、この国の委託を受けた民間団体というのはどのような団体なのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） サポートステーションの委託団体ですが、一般社団法人アイケイツクばと申します。この団体は、つくば市にあるいばらき県南若者サポートステーションの運営を、先ほど申し上げたとおり厚生労働省から委託されています。若者サポートステーションを実施している機関は全国で160カ所、県内では牛久市、筑西市、つくば市の3カ所でございます。

相談内容としましては、「働きたいが自信がなく、あと一步踏み出せない」といった悩みや「就活はしているけどなかなか決まらない」といった具体的な就労に向けた悩みをカウンセラーが聞いてアドバイスをするものでございます。牛久市の出張相談はリフレのほうで今行っております。出張相談だけで終わってしまうのではなく、登録した若者には就職が決まるまで断続的にさまざまな支援を行っていくというのが目的になっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続きまして、今後の取り組みということでございますけれども、まず、企業との連携強化でございます。若者の就職支援のための企業との連携強化、これは必要不可欠でございます。常日ごろの情報交換、これが極めて大切でございまして、業界の動向、企業の状況、牛久市への要望、こういったものをしっかりと把握をいたしまして緊密な関係を築くということが、この就職支援のまず大きなポイントになるというふうに思いますが、この点お伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 企業との連携強化についてお答えいたします。

企業との連携強化につきましては、雇用創出はもとより、進出企業の撤退を防ぐためにも重要な取り組みであると認識しております。

具体的には、茨城県との協力のもと、各企業を直接訪問し、事業の概要、従業員の現状、現在の業況、圏央道の整備後の状況変化、今後の設備投資の予定などに加え、市への要望などを聞き取りしております。また、進出企業からの質問や要望事項などには随時対応しており、窓

口での対応はもとより事務所に出向いて対応することもございます。さらには、進出企業が主催するイベントにも積極的に参加することで、業務から離れた交流を持つ努力をしております。

企業立地の低迷状況が続き、工業立地の拡大が難しい状況下において、事業所や工場の統廃合や集約化が進む中、進出企業には牛久市に進出してよかったと思っていただけるよう取り組むことで、企業の流出防止に努めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） ただいま企業に出向いて要望事項を対応しているというふうなことでございましたけれども、その頻度、そしてその内容についてお伺いします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 県と協力しての企業訪問は、毎年2つの企業を選定して訪問しております。そのほか、工業団地に進出している企業で構成されている奥原と桂それぞれの連絡協議会の総会に出席しまして、各企業からの御意見や要望を聞き取りする機会を設けております。

また、日ごろの取り組みとしましては、企業との良好な関係を築くためにさまざまな相談や要望に応じております。例えば、工場の中に最近では、細かい話なんですけれども、鳥の巣がくってしまって困ったとか、あとは蜂の巣ができてしまって困っているという相談もありまして、そういったものにもお応えをしております。現場のほうに直接担当が出向きまして、業者の紹介をするなど行っております。また、それ以外にも、奨励金の手続であるとか細かい事務手続等についても御質問があった場合は対応をしていくような形をとっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続きまして、企業誘致に関してでございます。企業誘致に関しましては、東京一極集中の中、企業が地方から出ていく傾向もあります。企業流出です。若者の就職支援のため、改めて牛久市の企業誘致への具体的取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 企業誘致についてお答えをいたします。

企業誘致への取り組みにつきましては、圏央道の開通を契機とした企業立地の促進や交流の活性化に向けて、県内の圏央道沿線13市町村と茨城県が連携してさまざまな取り組みを行っております。毎年、市単独では参加が難しい大規模な展示会に出展し、牛久市をPRしております。本年10月にも、幕張メッセで4日間にわたり開催されましたアジア最大級の国際展示会「シーテックジャパン2017」に出展し、牛久市をPRいたしました。

また、市内に新設または増設した製造業や運輸・情報通信業の事業所を対象に、固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として3年間交付する奨励金制度を広くPRし、新規企業のみ

ならず既存企業の設備投資を促すことで、ここ5年間で延べ10社が200億円を超える設備投資を行っており、制度開始からこれまでに延べ700人以上の新規雇用に創出しております。

本年、筑波南桂工業団地に工場を新設し、この11月に操業した株式会社あじかんにより、他工場からの転勤者及び新規雇用を含めた従業員68名のうち市内の新規雇用が7名であり、転入者を含めると29名が牛久市在住であるという情報を伺っております。

さらに、先ほど御答弁いたしましたとおり、企業との連携を強化するフォローアップの取り組みに努め、企業との良好な関係を構築し、長期的・継続的にその関係を深めていくことで企業の流出防止はさることながら、関連企業や取引先の企業などの進出を促すことにつながるものと考えております。

今後につきましても、企業へのフォローアップや奨励金をPRすることで新規企業を誘致することに加え、既存企業の事業拡大を促すことで雇用創出につなげてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） まず、奨励金として3年間交付する奨励金制度、これが開始から700人以上の新規雇用に創出したということでございますけれども、そのうち正職員、正社員がどのぐらいか。そしてまた、牛久市在住者はどの程度か、お伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 28年度に牛久市独自で実施した……、ごめんなさい。700人の内訳なんですけど、こちらにつきましては、奨励金の交付を受ける際に提出していただく指定書面の中に、新設・増設した場合の新規雇用者の予定人数を記載していただいております。700人はその合計数になります。

ただ、平成28年度に牛久市独自で実施した企業調査で牛久市在住の従業員を確認したところ、従業員全体で約2,000人おりました。そのうち市内在住者は650人で約3割が牛久市民ということになります。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 先ほどの答弁の中で、近隣市町村と県との連携による大規模な展示会というものがございますけれども、こちらの出展などのほかに、直接牛久市が単独で企業にしかけていく具体的な戦略があればお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 新たな取り組みといたしましては、今年度牛久市商工会において「マイタウンうしく就職フェア」と銘打った就職フェアを実施いたします。この就活フェアは合同の就職相談会のことでございまして、人材不足に悩む会員事業を集め実施するものでございませぬ。合同で行うことで、事業所が単独で募集するよりも就職を希望する方々も参加しやすく、

事業所のPRを兼ねることもできます。

開催は来年3月中旬として予定しております。開催場所はエスカードの4階、参加企業は約20社を考えているとのことでございます。現在、市内の主な企業に対し順次概要の説明を進めていると伺っており、就職希望者の参加人数は約40名を見込んでおります。大学、短大、専門学校を平成31年3月に卒業予定している学生や、既に卒業した未就職者の若者も対象にするとのことでございます。牛久市におきましても、開催のPRにとどまらず、商工会と連携を密にし、就活フェアの成功に向け、支援してまいります。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） それでは、積極的によろしく願いをいたしたいと思います。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長（板倉 香君） 以上で小松崎 伸君の一般質問は終了いたしました。

次に、5番守屋常雄君。

〔5番守屋常雄君登壇〕

○5番（守屋常雄君） 皆様、おはようございます。雄徳クラブの守屋常雄です。

今回一般質問として、まずエスカードの具体的な利活用と、2番目として空家バンクの物件情報の中に空き地の情報提供も同時にしてほしいという、2つの質問をお聞きしたいと思います。

それでは、まず、エスカードの旧イズミヤ側のスペースの当面の利活用についての質問です。

これについてはことしの3月議会から何度も質問させていただいておりますが、今回は大きく分けて4つの質問がありますが、まとめて質問させていただきたいと思いますので、お答えは後からまとめてお願いいたします。

まず、1つ目の質問の趣旨は、そろそろ鮮度も限界に近くなった中で、2階から3階の空きスペースを店舗で埋める上での呼び水として少額の公的資金を投入してでも来春をめどとして具体策を展開してほしいという要望としての質問です。

どんなことかという、まず学生諸君の学力向上や学生同士のコミュニケーションづくりの居場所になるコストをかけない場所づくりや、あるいは小さい子供さんたちを日々育てているお母さん方の子育てに対しての情報を交換するのに役立ち、なおかつ子供たちが楽しい時間を過ごせる居場所づくり等を考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

2つ目の質問は、市がいろいろ御尽力いただいたうしく菊花公園が、女化地区に完成した先月からお披露目を始めていますが、私の居場所である東みどり野の住民の方々も、先生を初めとして数名の方々がオープンメンバーで生き生きと頑張っておられます。また、見学に来られる方のほとんどが団塊の世代からちょっと前の世代の方々で、特に御夫婦の方々が多く来られ

ています。教える側と教わる側が菊の花を媒介としてコミュニケーションがとれる、こんな居場所づくりもありなんだなと思いますが、シニア世代が目的に向かって進んでいく常設の居場所づくりとスペースの欲しい団体が待ち望んでいるのではないかと思います。こんなイメージでつくる施設は市としてはお考えでしょうか。

3番目の質問として、過去にあった1階のイトインコーナーではなく、2階のスペースに、東洋大牛久高校生のような牛久駅を通学に利用している主に高校生の放課後の短時間のほっとした居場所がつかれないでしょうか。具体的にいえば、簡単なカウンターや給排水と熱源だけの安価で上がるコーナーをつくって、賃料を安くすれば短時間オープンの店として運営してくれるボランティア団体はたくさんいるのではないのでしょうか。学生が利用できる安い値段で小腹が満たせれば必ずシニアの方々も利用するのではないかと思うのですが、いかがですか。ほかにも呼び水としてのアイデアはたくさんあると思いますが、あくまでもスペースを借りていただくのは民間の業者さんですが、そろそろ市のお考えもまとまってきたと思いますが、御意見を聞かせください。

最後のエスカード関連の質問ですが、私が腹立たしいのは、牛久市民が明らかに大きく迷惑を受けているのに、撤退したイズミヤが何のペナルティーも受けていない点です。市はハートフルクーポン券などで、ルールを変えてまで、よかったのかどうか疑問ですけれども、結果としてイズミヤに対して市は最大の便宜を図ったと思います。いずれ市とイズミヤ側とで買い取り交渉が始まると思います。信義則にのっとって今後話し合うと言っておられますが、いずれにしても市民の税金が使われるのですから、きちんと納得のいく結末まで持っていくことが大切だと思います。市民も大変関心を払っています。我々の税金です。一銭でも無駄にしないように交渉してほしいと思います。

また、この件が解決してもさらに別の高いハードルもあると思います。この点も踏まえ、執行部の現時点での考えを詳細にお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから御質問のエスカード牛久ビルの利活用についてお答えいたします。

エスカード牛久の1階に、食品スーパーのTAIRAYAエスカード牛久店がオープンして半年がたつ現在も、多くの利用客でにぎわっております。1階のフードコート跡には誰でも自由に使えるスペースが設けられ、市民の皆様に憩いの場の一つになっております。

御質問のエスカード牛久ビルの利活用についてでございますが、2階から上の空きフロアにつきましても、衣料や生活雑貨等の店舗を中心に誘致活動を実施しておりますが、この業界におけるショッピングセンターの出店が前年度対比で約3割減少との新聞報道等でも報じており、

現在のところ店舗出店のめどは立っておりません。

そのような状況にあるため、物販店舗等の誘致活動と並行して、4階フロアを想定して公的利活用の検討も行っております。検討内容としては、あらゆる世代の市民が憩える集いの場を創出すべく、他市町村の公的利活用の事例検証を初め、エスカードビルの構造上・用途上の問題を洗い出し、どのような設置であれば整備可能かの整理を進めております。公的利活用の計画が3階から下のフロアへの店舗誘致を促進するための一つの要因となればと考えております。

また、エスカード牛久ビル活性化懇話会を開催し、エスカードビルを利活用して地域を活性化させるための施策に関する意見交換も実施しているところでございます。

守屋議員御提案の学生、子育て中の親子、シニア世代等の居場所づくりについてでございますが、これらはエスカードにおける公的利活用の方針に合致するものでございます。現在、具体的な内容については検討中でございますが、今後活性化懇話会等でさまざまな意見をいただきながら、市民の皆様にご喜ばれる公的利活用を策定してまいります。

次に、学生などが気軽に立ち寄れる喫茶コーナーについてでございますが、簡単な休憩、飲食できるスペースは、利用される方のコミュニケーションづくりやにぎわいの創出として十分な効果があると考えております。2階には物販店舗の誘致を第一に考えておりますが、議員の御提案等については今後も検討してまいります。

最後に、現在イズミヤより賃借し平成31年4月に牛久市が取得する予定となっております床につきましては、これまでの交渉経過を踏まえ、信義則をもって交渉し、市民の税金を無駄にすることなく、近隣の同様な状況と比較しても、市の優位性が認められる取得価格になるよう交渉してまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） ありがとうございます。わざわざ市長に御答弁いただきましてありがとうございます。

やはりエスカードは本当に我々も見守っているんですけども、何ととっても、最初が合っていたのかどうだったのかわかりませんが、やはりこういうことも必ず経済上は起きる問題だと思いますので、後から後悔することのないように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、今、市のほうも空家バンクの物件情報をきちんと流していただいているのですが、空家バンクの物件情報とともに、空き家を撤去したその後の空き地の情報発信

を同時にぜひやっていただきたいと思います。

現在の組織では、空き家と空き地の管理は市役所としては別々のセクションでやっていると思うんですけども、私の調べたところでは、意外と空き家の持ち主の方が空き家条例のペナルティーに非常に敏感で、結果として住宅を撤去するケースが多くあります。したがって、空き家が空き地に変化している実態も多くあります。我々市民にとって空き家が減るのは大いに賛成ですが、空き地に建物が建つことがまちの発展につながると同時に、空き地は今度は草に悩まされる場合も多くなると思いますので、その意味でのPRをお願いしたいと思うのですが、御意見をお示しいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 空き地の情報提供につきましてお答えをいたします。

空き家対策につきましては平成28年9月に牛久市空家等対策協議会を設立し、本年8月に牛久市空家等対策計画を策定して、空き家の適正管理と利活用につきまして本格的な取り組みを開始したところでございます。その中で、空き家を流通させ空き家利活用対策の一つである空家バンク制度を、平成29年9月29日に公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と牛久市空家バンク媒介に関する協定を締結し、スタートさせたところでございます。

一方、空き地に関しましては、国におきまして空き地等の新たな活用に関する検討会が平成29年1月に開催され、現在までに5回の検討会が開催されております。

また、国におきまして試行運用が始まりました全国版空き家・空き地バンクでは、空き地も取り扱うなど関心も高まってきております。さらに、県内の自治体におきましては、利根町が平成27年度から空家バンクに空き地を追加して、空き家・空き地バンク制度の運用を開始しております。

国や自治体におきまして空き地に対する取り組みが進む中、当市の空き家の現状としましては、平成29年11月15日現在で746件のうち、売買等によるリフォームや新築により居住されている物件や更地化された物件などの非空き家と不動産管理されている物件を除いた518件の空き家がございます。現在はこの518件の空き家解消に取り組んでいるところであり、登録物件の確保も重要なことから、518件の空き家等所有者に対し、「空家等実態調査に関するアンケート」実施の準備を進めております。

今後は、空き家の解消状況を見ながら関係部署や宅建協会とも調整を行い、空き家を除去して空き地となった所有者等へのアンケートの実施を含めて、空き地のバンク登録を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） 縦割り行政と横割り行政のいろいろ弊害が出ていると思うのですけれ

ども、私の意見を読ませていただきたいのですが、空き家対策の原点というのは空き家内の草やごみ類の管理及び立木やハクビシン等の害獣被害の根絶だと思います。これはますます進める必要のある施策と思いますが、残念ながら南地区等の築年数はおおむね30年から40年ぐらいなのでリフォーム金額がかさみ、余り賃借物件としては適さなく、また、売買物件としても、40から45坪の敷地で25坪ほどの中古物件で多くリフォームすると、1,000万円近く売り値で販売しようとする業者さんもたくさんございますけれども、なかなか希望どおりの価格では販売できず苦戦しているのが、私から見て実態だと思います。

しかし、安価な土地価格である現在ならば、業者によっては新築物件が2,000万円を切る価格で販売できる可能性があり、このような価格ならば若い人たちの最初に手に入れる新築物件としての流通は大いに可能だと思います。

したがって、旧市街の世帯数の維持のためにもミニ開発を行う建設業者に対する情報提供や現在土地を探している市民のためにも、空き家と空き地の情報を同時にPRする必要があると思います。

いろいろな市でこういったことを同時にやっているところもあるということ、今、部長のほうから情報としていただきましたけれども、やはりこれを機に市のほうも縦割り行政ではなくて、要するに連携プレーができるそういう行政がますます大事だと思います。販売面での空き家と空き地は同じカテゴリーに入ると思います。ぜひ販売を促進する上で、横割り組織を改めて実施していただきたいと思いますのでお願いしますけれども、執行部としての再度の御意見をいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問にお答えをいたします。

建設部の今取り組んでいる大きな1つとして空き家対策がございます。それも当然進めなければならないと思っていますし、御提案のあった空き地についても市内にもたくさんあるかと思っています。そういったものを有効にするために、御提案のあった内部での調整、スムーズに進むようにというふうな御意見でございますので、そういったことを今後検討しながら、どういことができるか、どうすべきかというようなところは検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） ありがとうございます。私の質問のやり方が違って申しわけございませんでした。

最後に、私の考えですが、何かというとひたち野地区にスポットライトが当たっているのがきょうこのごろだと思うんですが、私の信条としては、長い間身動きできないほど混んだ常磐

線に乗って企業戦士として稼いだ給料から目いっぱい住民税を払ってきたのは、多くは我々も含む定年退職世代だと思います。牛久駅を中心とした住環境をさらに満足度を高めるためにも空き家・空き地対策は重要だと考えます。

市の担当部署の一層の活躍を期待して、守屋の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で守屋常雄君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時11分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番石原幸雄君。

〔22番石原幸雄君登壇〕

○22番（石原幸雄君） 改めましておはようございます。石原幸雄でございます。

ただいまより通告に従いまして、5点にわたりまして市政全般についての一般質問を行います。

まず、第1点目といたしまして、交流施設の整備の必要性について質問をいたします。

本件については、前回の9月定例議会における立地適正化計画制度の導入の是非についての一般質問に際して、まち・ひと・しごと創生総合戦略の関連事項として私が取り上げた経緯があります。その際、市長は、交流施設の整備については現在は考えてはいないが、将来的には否定をするものではないと、やや消極的とも思える答弁をされたと記憶をいたしております。

一方、地方創生の根幹をなすまち・ひと・しごと創生法の目的は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことであり、基礎的自治体である市町村には、地方創生につながるようなさまざまな施策の実施のための総合戦略の制定に努めることが求められておりますが、市町村の実施する施策が地方創生の理念や目的に合致している場合には、地方創生推進交付金の対象となると認識をいたしております。

それゆえ、本市でも継続的な定住人口の増加に向けた施策の実施が求められますが、そのためには本市の実情に合致するまち・ひと・しごと創生総合戦略を制定し、その一環として本市への定住につながるような魅力を感じてもらえるような交流施設の整備がぜひとも必要であり

ます。

ところで、人が医者にかかるのも食事をするのも体の健康を保つためであり、その源は同じであるという意味の医食同源という言葉に象徴されるように、健康志向は現代のテーマ及びキーワードの一つであります。幸いにして本市には漢方薬を主な販売品としている製薬会社の工場が存在をいたします。そこで交流施設の一例として、本市がこの企業と提携し漢方をよりどころとするハーブ園等を整備し、交流人口の増加を通じて定住人口をふやすべきであると考えておりますが、交流施設の整備の必要性についてはどのようにお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 交流施設の整備の必要性についての御質問でございますけれども、まず最初に、現在策定中でございます立地適正化計画につきましては、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、日常生活に密着した都市機能の立地・充実を図ることで、住みやすい魅力あるまちづくりを目指しております。

また、平成28年2月に策定いたしました牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、基本目標として「牛久への新しい人の流れをつくる」を掲げております。イベント、スポーツ、文化活動を活性化し、観光スポット、特産品を磨き上げ、交流人口を増加させることをうたっております。

これまで具体的な施設整備として、運動公園野球場改修工事によってプロ野球イースタンリーグ戦が開催されるようになり、高校野球の大会誘致も視野に入れております。また、いきいき茨城ゆめ国体にあわせて整備を進めている武道場は、国体のレガシーをつくることになると思われます。

文化芸術関連では、平成28年5月に策定いたしました牛久市文化芸術振興基本計画に基づき、さらなる文化芸術の進行を図っており、また、何よりも、国の重要文化財でもあります牛久シャトーの日本遺産認定をたぐいま全庁挙げて目指しておるところでございます。

さらに、施設整備だけではなく、毎年20万人以上が集うかっぱ祭りやW a iワイ祭り、エコフェスタなどの各種イベントを充実させ、交流人口の増加を図っていきます。

以上、既に当市には交流人口のさらなる増加が見込める既存施設がございます。それらを改修・改良し磨きをかけ、利便性の向上を図ることとあわせて、既存事業をさらに充実させることで、交流人口の増加を図ることが可能であると考えております。

これらのことを踏まえて、施設全般にわたっては、現在、公共施設等総合管理計画の推進体制の中で、既存施設の延命化・長寿命化を図っているところでございます。新中学校建設、武道場建設などの新規の大型投資事業を進行中であっても、既存施設の改修事業は、市制施行時

期に続けて建設された施設が多いため、同時進行で実施しなければなりません。そのような財政負担の大きい時期にさらなる新規施設の実施につきましては、現在進行中の牛久市第3次総合計画の中では低いと言わざるを得ません。

議員から御提案のありました新規施設につきましては、今後策定予定の平成33年度から平成42年度までの牛久市第4次総合計画において、PPP、PFIといった民間活力の導入も含めた調査研究をし、必要性も含めた検討を行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、経営企画部の次長のほうから、結論的には今後策定予定の総合計画、第4次になりますか、その中で検討していくという趣旨の答弁であったと思います。

私が想定しております交流施設と申しますのは、必ずしも財政負担を伴うものではない、やり方によってはこれは民間活力を導入したやり方もあるわけでありますので、その点を十分に踏まえていただきたいと思いますが、この交流施設については経営企画部の考え方はわかりました。

それでは改めてお尋ねをしたいと思いますが、これは担当窓口というのは都市計のほうになるのでしょうか。都市計画課、担当課としては交流施設の整備についてはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいま都市計画課の部門として交流施設をどう考えているのかという御質問でございますが、今、先ほど吉田次長のほうからも答弁のありました、現在、立地適正化計画というものを策定を進めておるところでございます。この計画の中におきましては、将来の人口というものををらんで中心都市に都市機能を集約したいとかという形で、施設の整備というものがそこにあらわれてくると思います。そういった中で、交流できるような施設というものも当然必要になってくると思いますので、そういった中で検討のほうは進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、建設部の次長からそういう答弁があったのですが、いわゆる立地適正化計画というのはコンパクトシティを目指すということになるのかと思います。それで、人口をふやすということはそれに相反する概念のように思うんですが、市長は常々、その一方で、ひたち野地区に中学校を新設することを起爆剤とする市街地の拡充ということをおっしゃられます。それといわゆる交流施設の整備というものについて、担当課としては、再度お尋ねしますが、どういうふうに関係づけるというか、今後どういうふうにまとめていくのか、

その点についてはいかがですか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 今、ひたち野うしく地区の宅地の拡大につきましては、どのような形でその宅地が拡大できるものかというところにつきまして、茨城県と調整をさせていただきながら整備手法について今現在調査を進めさせていただいております。

その中で、人口を集める、宅地の拡大に伴う人口の収集につきましてどういう施設をとどころまでは今現在としては頭になくて、とりあえずは、どういう形で宅地の拡大ができるかというところの整備の手法について、茨城県と調整をさせていただいているという状況でございます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） ということは、再度お尋ねをいたしますが、交流施設の整備は決して否定するものではないわけですね、担当課としては、それとあわせて市街地の拡充も図っていくと、同時並行的にやるというふうに理解をしてよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） その交流施設につきましては、現時点では交流施設をどうするこうするという形ではなくて、とりあえずは宅地の拡大というものを検討していきたいと。将来的にどういう形になるかというところは今まだ見えているわけではございませんが、仮に将来的に必要という形になれば、その時点での検討というのはあり得ると思っております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） そうすると、先ほど経営企画部の次長が答弁の中で、第4次総合計画の中で交流施設の位置づけを考えていくというふうに答弁しておられましたが、担当課としてはその辺を目標にしているというふうに理解してよろしいのですか。それとも、また違うお考えがあるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） そういう第4次総合計画の中での検討というのもあり得ると思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 何かちょっと消極的な答弁なんですね。どうもちょっと……、大変失礼な言い方もかもしれませんが、前向きではない。再度お尋ねしますが、担当課として真剣にこの問題にやるというか、取り組む姿勢があるんですか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 当面は、先ほどもお答えさせていただきましたが、どのように

宅地が拡大できるのかということに、今は集中してやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 当面はということでの答弁なんですけれども、これね、非常に大事な問題なんです。

それで、市長は交流施設の整備について、再度お尋ねしますが、市街地の拡充という問題と交流施設の問題、これは市長、どういうふうにお考えですか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 交流施設という捉え方というよりは、私は交流施策というほうの考えでおります。

ですから、私たちもかつて児童館とかそういう施設をどうかということで随分調査研究して、その当時、私も議員のとき執行部に、こういうもの、こういう施設も大切なんだよという話をしたこともございますが、でも、今いろんな施策で、地区社協の皆さんにいろんなお手伝いをいただきながら、そしてまた児童クラブの充実、土曜のかっぱ塾とかいろんな施策で、今そのようなことで私は行っています。

交流の場所といいますと、エスカードもそうです。武道場もそうだし、野球場もそうです。そういうものの媒体を利用しながら、こういう施策、そして、こういう施設がこういう施策につながることをすることが1つのこれからの課題、その中にやはり交流の場としては、要は人口をどうしたらいいかということで今宅地の見直し、そして空き家の見直し、そういうことが大きな政策の中でのこれからの施設、そして施策の中に加味されるのかと私は理解しております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） この問題は非常に今後の市政運営における重要なポイントの一つになってくるとのことだというふうに私は考えておりますので、執行部におかれましてはきちんと前向きな姿勢で取り組んでいただけるものと期待をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、第2点目といたしまして、一般競争入札参加資格要件の見直しについて質問をいたします。

この問題については、私が前回の9月定例市議会における一般質問の中で、入札制度についてというタイトルで取り上げた経緯があります。その際の質問の趣旨は、公共工事にかかわる一般競争入札の参加資格要件の一つとして過去10年以内の公共事業の施工実績を求めているが、この要件では前市長時代に受注の機会に恵まれなかった多くの市内業者が引き続いて入札

に参加できないことになるので、その資格要件を除外すべきではないのかというものであります。その質問に対する執行部の答弁の趣旨は、本市としては施工実績を重視したいのでその要件を除外する考えはないというものであります。

それゆえ、今回は、施工実績を重視することを踏まえながら、10年間という時間枠に焦点を当ててこの問題を再考してみたいと存じます。すなわち、根本市政になってから2年が経過しましたが、10年間という時間枠を当てはめられると、根本市政以前の8年間を含めて前市長の時代であったことから、諸般の事情によりその時代に受注の機会に恵まれなかった多くの市内業者が、依然として入札に参加できない状態を強いられていると言っても過言ではないのであります。

ところで、平成15年9月以前の大野市政のもとでは、前市長時代とは異なり、ほとんどの市内業者が公共工事の受注の機会に恵まれていたと判断できるのであり、その意味で、多くの市内業者が施工実績を有していると考えられるのであります。

そこで、一般競争入札参加資格要件については、この際、過去10年間という時間枠を過去15年間ないしは過去20年間に改めるか、あるいは時間枠そのものを除外し、単に過去の施工実績を求めることにするなど、入札参加資格要件の見直しを通じて、より多くの市内業者に公共工事の受注の機会を提供するべきであると考えているのでありますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 平成29年度の第3回定例会において石原議員に答弁したとおり、本市の一般競争入札に関する公共事業の施工実績要件につきましては、施工能力の劣る者や不誠実な者が入札に参加する可能性を回避するためにも、確認することは必要なことと考えております。

一方で、施工実績として認定する期間に関しましては、具体的な基準はございませんが、近隣の他市の状況を見ますと施工実績として認める期間を設けていない市も一部あり、照会したところにおいては、「期間の設定はしないが、参加を希望している業者からの問い合わせに対しては、過去10年から15年程度の実績が望ましいと伝えている」とのことでした。

このような事例も踏まえて、施工実績として認定する期間を15年ないし20年に延長することや、期間をなくし、過去に同種工事の施工実績があることを求めることで、施工能力に劣る者や不誠実な者を排除することが可能かを検討しているところでございます。

また、市単体発注の工事につきましては、市内業者について施工能力も把握できるため、特殊工法を要しない、一般的な工法を要する工事に試行的に実施できないか、今後発注する案件において検討してまいります。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、市長のほうから、施工実績の時間枠を15年ないし20年に改めることを検討するという極めて前向きな答弁をいただきました。

それで、その点について再質問をさせていただきます。検討するということでありますが、それはいつから検討されるのか。今年度内に既に実施していただけるのか、それとも次年度からなのか。その点はいかがですか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 再度の御質問でございますが、現在、公告しております平成29・30年度牛久運動公園、武道館新築工事3件につきましては、施工実績と認める期間を20年に設定をしたところでございます。

今後、発注する案件につきましても、工事の規模、難易度、技術的特性等を勘案し、案件ごとに条件設定をすることになります。これまで以上に、地場産業育成の観点から市内業者が優先的に参加できるよう要件を設定するとともに、施工能力のある優良な業者が参加できるよう見直しを図ってまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） それでは、次に第3点目といたしまして、消火栓のタイプについて質問をいたします。

御承知のように、消防水利の一つである消火栓には地上式タイプと埋設型の地下式タイプとがありますが、本市の場合は埋設型の地下式タイプを選択しております。しかしながら、私が過日、ある火災事故現場付近の住民から次のような指摘を受けたのであります。すなわち、「埋設型の地下式タイプの消火栓は、有事の際マンホールのふたをあけるのに手間取っている光景をよく目にするが、過日の火災事故の際もそうであった。消火栓はむしろ地上式タイプのほうが早急に対応できるのではないのか」との指摘であります。それゆえ、私は近隣の市町村での地上式の消火栓の設置の有無及び両者のタイプの価格を含む設置工事費について調べてみました。

まず、地上式消火栓の設置の有無については、稲敷地方広域市町村圏事務組合の7つの構成市町村のうち、稲敷市と河内町の2市町で地上式消火栓を設置済みの箇所があるとのことであります。

次いで、両者のタイプの製品価格を含む設置工事費について、本市では埋設型の地下式消火栓を設置する場合、県南水道企業団に1基当たり50万円から55万円の委託料を支払っているのに対して、稲敷市では製品価格を含む地上式タイプの消火栓の設置費用が1基当たりおよそ58万円であることから、結果として埋設型の地下式タイプと地上式タイプとでは自治体の

負担額で判断する限りほぼ同額であることが判明したのであります。

そこで、本市の消火栓についても、今後場所によっては有事の際により早急な対応が期待できる地上式タイプに移行するべきであると考えるのでありますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 消火栓のタイプの見直しについての御質問にお答えいたします。

消防水利の基準に規定される消火栓は、直径150ミリメートル以上の管、または管の敷設状況によりまして直径75ミリメートル以上の管に取りつけることとなっており、議員御提案の地上式は、水道管の埋設位置により通行などに支障を及ぼすことが想定されます。

地上式は設置が禁止されるものではありませんが、交通事故などによる損傷が多く、昭和44年以降、日本水道協会の規格から外されました。

稲敷地方広域市町村圏事務組合の設置基準では原則として地下式となっていることから、消火栓設置につきましては、県南水道企業団が行います新規水道管の敷設工事にあわせて今後も委託してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、次長の答弁によりますと、原則として地下式タイプを今後とも推進していくということのようでございますが、本市の消防水利施設等の設置基準第4条第4項には、こういうふうを書いてあるんですね。消火栓を設置する場合は、原則として地下式消火栓とし、歩道のある道路については歩道上に設置することという規定がありまして、地上式タイプのもを認めていないわけではないというふうに思うわけなんですけれども、こういう場所についても全くそれを考慮しないで、地下式タイプでいくということでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 再度の御質問にお答えします。

稲敷地方広域市町村圏事務組合の設置基準にのっとりまして、今後も設置をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） そう稲広、稲広とおっしゃいますが、そうしますと、本市のこの規定はどういう意味を持つんでしょうか。全く意味をなさないということですか。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 再度の御質問にお答えします。

意味をなさないということではありませんけれども、設置ができるという条文だと思います。

ですから、それにできるものは……、済みません。できるということなので、それに従わなくても問題ないのかと思います。

また、歩道に地上式の消火栓をつけたとしても、やはり通行の妨げになったりとか考えられますので、地下式を設置してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） ということは、地上式タイプのものは本市においては一切考慮しないんだというふうな理解でよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も消防団やっています、地上式、それから地下式とございます。恐らく牛久では全て地下式で、先ほど接続するのに手間取っている状況を見られたと。

まず、私は一般の人には触れてほしくない。というのは、あの操作は非常に危険でございます。仮に一般の方がよく備えつけのホースなどをつけてやってしまう、私も1回そういう事例があったのですが、ただあそこにごく砂利とか砂があつて、そういうものを排除しないでつけてしまうと、消防士が来て消防車のものにつなごうとしても外れなくなってしまうということがありました。それで消火に手間取って、もうどうしようもなくなってしまう事例でございます。

ですから、そういう状況もございまして、そのためにもあそこは消防署・消防団が扱う場所であつて、そういう場所は不手際のない者が扱うのが一番でございます。そして、今どっちかと言えば、牛久でもそうなんですが、なるべく電柱を地中化にしよう、歩道を広くしよう、そういう観点で私たちはやっております。場所によってはそういう地上型のいい場所もございましょうが、ただ原則としては、町なかにする場合はやはり場所をとるし美観とかいろんなことがございまして、そういう地下式のほうが現在好ましいのかなと私は思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 市長の考えをお聞きしまして、この点については理解をいたしました。したがって、牛久市としては今後とも地下式タイプでいくという姿勢ははっきりしましたので、次の質問に移らせていただきます。

次に、第4点目といたしまして、企業誘致にかかわるオーダーメイド方式のさらなるPRについて質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本市では企業誘致の一環として、工業団地周辺地区での工場立地の一手法としてオーダーメイド方式を採用しております。この方式は、本市内の工業団地周辺地区への工場等の立地を希望する企業と本市とが協定を締結し、その上で当該企業から一定の金

額を本市に預託してもらい、その後、本市が開発行為等の一連の手続を経て造成工事を行い、最終的に造成地を当該企業に引き渡すというものであります。この手法は、本来であれば当該企業が担わなければならない一連の手続等について当該企業にかかわって行政が担うというものであり、その意味で手続の瑕疵等がなく確実性が高いということが最大のメリットであります。

ところで、県内を通過する圏央道の全線開通と、昨年からことしにかけての景気の若干の上昇の影響により、本市を含む圏央道のインターチェンジ周辺の工業団地に空白地はあるのかとの問い合わせが、茨城県開発公社や圏央道沿線の自治体に相次いでいると聞き及んでおりますが、いずれの工業団地もほぼ満杯であり、新たな工場等を立地するためのスペースはほとんど残されていないと認識をいたしております。それゆえ、そのような現実を踏まえれば、工業団地周辺地区での工場等の立地を可能とする本市のオーダーメード方式は極めて有益な手法であると判断をいたしますが、問題はその認知度であります。

すなわち、私は過日、ある企業の役員から「圏央道のインターチェンジ周辺の工業団地への工場立地を検討しているが、空きスペースはあるのか」との問い合わせを受けましたが、私が「既存の工業団地には空きスペースはないが、本市の工業団地周辺でのオーダーメード方式であれば対応が可能である」と返答をしましたが、その役員は、本市のオーダーメード方式を知らないだけではなくて、その方式を知らない企業が多いと思うとの返答をしてきたのであります。

そこで、改めて質問をいたします。企業誘致の手法としてオーダーメード方式のさらなるPRに多いに努めるべきであると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 石原議員の企業誘致にかかわるオーダーメード方式のさらなるPRについての御質問にお答えいたします。

現在、市内に2カ所ございます筑波南奥原工業団地と筑波南桂工業団地ともに空き区画はなく、奥原工業団地に立地している企業が所有し、売却の意向を示している1区画について新企業の誘致に取り組んでいるほか、石原議員御指摘のとおり、2つの工業団地周辺地区へのオーダーメード方式による誘致に努めているところでございます。

オーダーメード方式の実績につきましては、奥原工業団地に立地している企業が、敷地を拡張し新規工場を建設するため、平成18年度から平成21年度にかけて活用した1件のみでございます。

オーダーメード方式のメリットにつきましては、企業の立地計画に合わせて場所・規模などを自在に設け、加えて用地の交渉・取得から各種許認可の取得、造成までを一貫して請け負う

ワンストップサービスで対応できることです。一方、デメリットとしては、既にある工業団地の用地とは違い進出までに時間がかかること、市が土地買収などを行うための予納金、事前に納めていただくお金の準備が必要であることなどが挙げられます。特に、用地買収から操業するまでに約4年から5年という長い年月を要することから、オーダーメード方式による企業誘致は、既存企業の敷地の拡張に利用されることが市と企業双方にとって最も活用しやすい方法だと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、牛久市がオーダーメード方式による企業誘致を促進していることに関する情報の発信力が現状では弱いことから、企業誘致に関するホームページの見直しを早急に行うとともに、パンフレットを作成するなど一層のPRに努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、次長のほうから今後ともPRに努めていくというお話がございましたが、オーダーメード方式にしても既存の企業誘致にしましても、大切なのはやはりトップの姿勢であろうと思います。以前、私が企業誘致に関連する質問をしましたときに、市長は私が先頭立ってトップセールスをするというお答えをこの議場でいただいたと、ちょっと時期は忘れちゃけれども、そういう記憶がございます。

市長、改めてお尋ねをしますが、今後のトップセールスの姿勢についてはいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 過日、ある金融会社のほうから私を訪問されまして、そういう企業誘致はどうかという話がございます、金融業者でございますのでいろんな会社からの工場の拡張とかいろんな情報がございます。そのときに、こういうオーダーメードがあるんですよということで説明したところでございます。

やはりまだこの方式というのは、メリット、デメリットございますけれども、まずデメリットでは期間が長くなってしまふ、5年ぐらい有してしまふ。ただ単価的には安く、そして思うとおりの敷地が買えるというメリット、デメリットもございますけれども、そういうものをもっともっとならばやはり企業とか金融会社とかにアピールしなかったことも現実でございます。

ですから、そういうものがあれば私は日本中どこでも、こういう場所があつて恐らくこういうものができますよと、こういう立地ですよと、私はやっていくつもりです。まず、そんなPRをしながら、そして、これからこういう立地条件がようございます。東京に行くにしても1時間、成田空港、それからさまざまな高速道路も鉄道もございますので、ましてやその話の中にありましたその方にすぐ、住宅、社員が住む場合にしても空き地とか空き家とか用意したらもっと安い住宅も提供できますよと、それを私たちは幾らでもしますという話をしました。

ですから、今までそういうPRできなかった、しなかったというのは私たちのこれからの課題でございます。よろしくお願いします。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、市長のほうからるる答弁がございましたが、1つ関連で確認をしたいのですが、今、牛久市は企業誘致をすることについて税制上の優遇措置とかいろいろございますでしょうか、それをさらに拡充をするとか広めると申しますか、より有利な条件にするというふうなお考えはありますか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 石原議員の御質問にお答えをしたいと思います。

牛久市の企業誘致の条例に基づきます優遇措置につきましては、以前御質問があったときにもお答えしていると思うんですが、優遇措置自体は近隣の市町村と比較しましても引けをとらない、見劣りするものではないというふうに考えておりますので、現状のままでまいりたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 確かに近隣の市町村と大体ほぼ同じようなものであるということは今、次長のほうから答弁があったわけですが、時代状況とか環境を踏まえればある程度、大変失礼な言い方になるかもしれませんが、よりいい条件を出すということが今日における企業誘致の環境づくりの一つかなというふうに思いますが、再度、いかがですか、その点。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 議員からの御提案ですが、財政状況等も勘案しまして現状の制度でまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 確かに財政状況を踏まえれば、おいそれと簡単に「はい、今後検討しますよ」というふうにお答えはできないということだというふうに思います。ただ、この問題は非常に重要案件の一つであるとも思いますので、今後とも執行部においては真剣に取り組んでいただけるものと期待をいたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

最後に、第5点目といたしまして、小規模急傾斜地崩壊対策について質問をいたします。

御承知のように茨城県では、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、茨城県急傾斜地崩壊危険区域指定基準を定め、崖崩れ等による災害の防止に努めていることは論をまたないところであります。

一方、本年10月の台風21号の影響により、本市においても急傾斜地を抱える2軒の家屋が崖崩れの危険に遭遇しましたが、県の指定基準によれば保全対象の家屋数は5戸以上である

ことから、今回のような保全対象から除外される5戸未満のケースへの対処が行政上の課題の一つであると認識をいたしております。

ところで、岡山県倉敷市や鳥取県倉吉市の事例に象徴されるように、保全対象家屋数が5戸未満の場合でも、小規模急傾斜地崩壊対策事業として多くの自治体が崖崩れ等による危険の防止に取り組んでおりますが、小規模急傾斜地崩壊対策事業では大抵の場合、事業主体となる当該自治体はその事業により利益を受ける保全家屋の家主から一定の受益者分担金を頂戴するという制度を設けていると聞き及んでおります。

そこで、質問をいたします。本市においても、茨城県急傾斜地崩壊区域指定基準から除外される5戸未満の保全家屋を対象に、受益者分担金制度に基づく小規模急傾斜地崩壊対策を実施すべきであると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 小規模急傾斜地崩壊対策の御質問にお答えいたします。

茨城県が急傾斜地の崩壊防止工事を実施している土地は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地であり、この区域は、災害等により崩壊のおそれのある急傾斜地のうち、高さが5メートル以上、崩壊による被害想定住居が5戸以上など、一定の基準を満たしていることが指定条件となっているものです。

なお、同区域内の土地であっても、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、いわゆる急傾斜地法第9条の規定では、当該土地の保全義務はその所有者や管理者などが行うこととなっております。

しかしながら、同法第12条の規定により、これらの者が急傾斜地の崩壊防止工事を行うことが困難な場合に、県が受益者負担を課した上で工事を実施している状況でございます。

御質問の指定基準に満たない土地への公的な対策については、非常に難しいことであると捉えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今の部長の答弁によりますと、全くそういう考えがないというふうに理解せざるを得ないのですが、今後ともこういうことが続くと思うんですね。要するに、天候・環境が非常に変わっておりまして、ゲリラ豪雨でありますとか集中豪雨でありますとか台風の被害というものが、大変毎年強くなっているような状況でございます。そういうことを踏まえれば、この小規模な急傾斜地の崩壊に対する何らかの対策というものは、今後行政上のやはり大きな課題の一つになってくるというふうに思うんですが、その点について再度お尋ねをいたします。いかがですか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 先ほどもお答えしましたように、現状ではちょっと難しい状況にあると思いますが、いろいろな各市町村の状況とか市内の現地の状況に応じて調査検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 調査検討をするということですが、それはいつから始めますか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 現状で、点検とか現場の状況を確認しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） この問題も非常に大事な問題でありますので、この点について市長はどのようにお考えですか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 人命は大変重うございます。ですから、こういう状況、今はそういうマップもあると思いますので再度調査しながら、そして行政がどこまでできるのかというのをもう一度県とかいろんな行政機関に再度チェックしまして、そういうものでこれからやってみますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 私はこの問題については、先ほども申し上げましたように、全く税金で対応しろとは言っておりません。やはりそこには受益者負担の原則が、個人の財産でありますので、個人の財産を守るということでもありますから、受益者負担の原則というものを取り入れてはどうかということを申し上げております。その点を踏まえまして、この問題については今後とも行政課題の一つとして取り組んでいただけますよう期待をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で石原幸雄君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午後0時00分休憩

午後1時09分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番秋山 泉君。

〔2番秋山 泉君登壇〕

○2番（秋山 泉君） 皆様、こんにちは。公明党の秋山 泉です。

お昼御飯をしっかり召し上がってさぞかし眠いかなと思いますが、私の質問を聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

通告に従いまして、3点にわたって質問を行わせていただきます。

初めに、子供の睡眠障害対策についてお伺いたします。

睡眠障害とは、人や動物における医学的な睡眠の規則の障害のことを言います。一部の睡眠障害は、正常な身体、精神、社会や感情の機能を妨げるほど深刻となります。そして、長期的に持続し、著しい苦痛や機能の障害を伴っているものが精神障害と診断をされます。また、明らかな原因が判明せず、入眠や睡眠持続が難しい場合には不眠症とみなされます。

不眠症には、睡眠の維持の問題や疲労感、注意力の減少、不快感といった症状が長期間にわたる特徴があります。不眠症を有する人はしばしば不安や抑鬱の進行につながるため、健康へのよくない影響についての懸念があります。

本来、夜になると脳の中で眠りを促すホルモンが分泌して眠くなり、朝になると覚醒ホルモンが出て目覚めます。しかし、近年の子供の事情では十分睡眠がとれない状況となっています。学校の授業を終え、部活動に参加し、帰宅をする。その後、習い事や塾通いとハードなスケジュールとなり、睡眠が十分とれているとは言えない生活を送っています。

睡眠不足がきっかけで分泌されるリズムが乱れ、夜眠れなくなり、朝起きられなくなる。この状況が持続することで不登校になるケースがあります。年々部活動や塾が深夜、早朝にまで及び、真面目に打ち込むほど睡眠障害に陥る環境が加速しています。

しかし、睡眠不足を引き起こす要因は多様化しており、過密スケジュールの子供だけの問題ではないのが現状であります。一言で不登校と言ってもいろいろなケースがあり、病気やいじめ、また親の都合により学校に行きたくても行けないというケースもあります。

そこでお伺いたします。現在、長欠している児童生徒数をお示してください。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 長期欠席と言われる年間30日以上欠席する児童生徒の数の中は、大きく3つに分類されます。

1つは、不登校による長期欠席です。これは無気力、遊びや非行、人間関係などによる不安などの情緒混乱です。これは平成28年度は47名いました。

2つ目は、病気や事故による長期欠席です。これは平成28年度は50名いました。

そして、3つ目は、家庭の無理解と家庭の事情による欠席です。これは47名おりました。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） ありがとうございます。

このように多くのお子さんたちが欠席をされていらっしゃるということを伺いました。私たち、公明党では、先日……、失礼しました。申しわけありません。少々お待ちください。

それでは、今、教育長のほうから御答弁いただきましたそのお子さん方に対して、生徒に対して、先生方はどのような事情を掌握されているか、対応されているのか、お伺いいたします。大変失礼いたしました。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 長期にわたって欠席する児童生徒の事情をどのように把握するかというと、初期の状況把握は、学校を欠席したことによる家庭への連絡です。また、遅刻を繰り返す、保健室に頻繁に行く、授業中ぐったりしてやる気がなくなっている、部活動をサボり出しているなどの児童生徒には、面談を通してその事情を把握しています。そして、このような児童生徒の中でいじめなどによる欠席が始まった場合には、即座に校内の対策委員会を開き、子供と保護者を交えて解決策を検討します。

長期欠席する子供の中には、家庭の生活習慣ができていないため、夜通しゲームをしていて朝の朝食をとる習慣がないといったところから欠席がふえている状況も多くあります。また、保護者がひとり親で夜中に働いているため小学生の子供だけで一晩を過ごし、朝学校に来れない。保護者が朝起きられないために子供も寝たままといった家庭もあり、欠席につながっています。こうした家庭へは先生方が朝、家庭訪問をして子供を連れ出しています。

また、保護者の精神的な不安のため子供を学校へ送り出せないといった家庭には、先生が家庭訪問をし、保護者の悩みを聞き取った上で子供を家から連れてきます。

さらに、保護者も子供も日本語が十分に通じない外国人の家庭では、文化の違いから登校が進まない状況もあり、丁寧な説明を繰り返しています。

このように貧困の問題を初め、さまざまな問題が長期欠席につながっているケースがふえてきており、きぼうの広場や関係機関と連携をとりながら対応をしていますが、根本的な解決が難しいケースがふえているのが現状です。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 教育現場で先生方が大変な苦勞をされていることを伺い、一教師だけで全てをこなすということに無理を感じます。本来、教師とは、学校などで学業や技芸を教える人、学校で学問を教え子供たちを導く人のことを言います。しかし、現実には、子供の私生活にも踏み込まざるを得ない状況であります。本当であれば授業に専念し、学問を教えるためだ

けに時間を使いたいところ、そうはいかない。このような場合はいろいろな角度からの支援が必要ではないでしょうか。自治体の支援はもちろんのこと、学校の現状を地域の方と共有し、地域を巻き込み取り組んでいくことが課題かと考えます。

NHKの「クローズアップ現代」で、眠育についての堺市の取り組みが放映され、それなりの成果が出ていることを知りました。私ども公明党は先日堺市に視察に行っていました。視察先では、3年前、三原台中学校の現場により眠育の重要性を感じ実践された木田哲生先生からお話を伺うことができました。

三原台中学校において近年、頭痛、腹痛、何かしんどいといった、いわゆる体調不良という理由で欠席する子供たちが増加してきました。全校生徒に対する不登校生徒の割合は全国平均2.76%なのに対し、三原台中学校では平成26年は5.3%、平成25年度は4.7%と高い水準にありました。中学校では不登校生徒数減少を生徒指導の重点目標に掲げ、毎日の家庭連絡、家庭訪問、スクールカウンセラーや関係機関との連携、保健室や相談室への別室登校、楽しい学校づくり、わかる授業づくりなどさまざまな取り組みを行ってきました。しかし、子供や保護者との関係は良好になるものの、不登校改善への抜本的な成果はあられませんでした。

そのような中、不登校と生体リズムの関係に関する研究をしている三池熊本大学名誉教授の存在を知ったのです。内容は、近年コンビニやメディアの普及、仕事体系の変化などにより日本全体の夜型化が進む中で、睡眠時間の減少、夜更かしといった生活習慣の乱れが子供にも及び、それらが脳機能低下を引き起こし、その結果不登校を初めとする諸問題が起きているといったものでした。すぐ三池教授に会いに行き、直接指導を受ける中で睡眠の重要性を感じたということでもあります。

三池教授によれば、子供たちの睡眠の乱れは認知脳機能の低下をもたらし、不登校の多くはそのような睡眠の乱れた生活を送ることで発症する小児慢性疲労症候群であるということがあります。具体的な症状としては、朝起きられない、だるい、低エネルギー、昼から元気になる、勉強が手につかないなどがあります。これらの症状は、欠席しがちな生徒を中心とする多くの生徒たちに見られるものでした。

平成27年2月中学校における睡眠状況を調査した結果、全校生徒の70%が深夜0時までに寝ていたのに対し、長期欠席生徒に絞ると80%以上が深夜0時以降に寝ていました。また、毎日登校している生徒の中にも、登校の行き渋りがある、朝から机に伏している、授業中寝ている、いらいらしてよくトラブルになる、頻繁に保健室登校するなどの行動が見られ、中学校の調査によればこれらの生徒の多くが夜更かしや短時間睡眠といった生活を送っていました。

以上の実態を踏まえ、不登校を初めとする子供たちの諸問題の主原因を小児慢性疲労症候群

を引き起こす睡眠の乱れであると予測し、子供たちの睡眠への意識を高め、生活習慣を改善する眠育（睡眠教育）に取り組み始めました。

教育委員会は眠育教育（睡眠教育）の重要性を感じているのか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 秋山議員のおっしゃるように、生活習慣の改善が子供たちの成長や長期欠席に及ぼす影響は非常に大きいものと考えます。

私たちはこれまで、家庭の生活習慣の中で朝食の摂取を進めてきました。市内のある小学校5年生の朝食摂取率が80%を切っている実態があり、学力にも大きな影響を及ぼしていました。その原因は、保護者が朝起きられない、保護者が朝食をつくらない、朝食をとる習慣がないなどでした。そこで、この学校では保護者に呼びかけて試食会を実施し、栄養教諭が朝食の大切さを訴え、子供たちにはさまざまな料理コンテストに応募させたり、授業参観で料理コンテストの入賞者を紹介したりするなど、さまざまな取り組みをしました。その結果、朝食摂取率が高まり、学校生活が落ち着き、不登校が改善され、学力も向上するといった結果になりました。

このように、生活習慣の改善はさまざまな面でよい影響を及ぼします。睡眠を十分にとる習慣を身につけることも、食育と同じように重要なことと考えます。

文科省からも、「睡眠を中心とした生活習慣と子供の自立等の関連性に関する調査」により、睡眠の大切さについて報告されております。

さらに、小学校における保健の学習の「病気の予防」では、休養と睡眠が大切なことも学んでいます。中学校の保健の学習でも、「生活行動・生活習慣と健康」の中で、適切な休養及び睡眠によって疲労を蓄積させないことを学んでいます。そして、平成18年度からは文部科学省の「早寝早起き朝ごはん運動」が始まりました。

こうしたことを考えると、子供の成長には食育とともに睡眠教育も大切であると考えます。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 三原台中学校の具体的な取り組みとしては、睡眠・朝食調査表で実際の睡眠状況を確認すること、言い換えれば自分の現実を捉えることを眠育のスタートとしました。教科と違い教材がないため、教員たちで眠育の柱とも言える教材の作成に取り組みました。小学校1年生から中学3年生までの9年間で睡眠について学習できるよう内容構成されており、睡眠の重要性を教えています。

こちらが「みんなくハンドブック」というものです。小学校の低学年、そして小学校の高学年、そして中学生用と、その年代にわかりやすく睡眠の重要性を教えているものであります。

睡眠表などで明らかとなった睡眠が乱れている子供などに対して個別の面談を行い、睡眠の改善に向けて話し合いをします。また、子供たちの睡眠の改善には乳幼児期からが重要と考え、3歳児健診の際、読み聞かせするための眠育絵本を現在作成中であるということでありま

す。
「毎月10日ははよねるデー」と設定し、ポスターやのぼりを作成。10日には青パトが市内を「はよねるデー」の告知で巡回をし、SNSでは各家庭に「はよねるデー」を配信しています。さらに、PTAは中学生と「みんなくらっぷ」を作成しました。例えば、「ふやせば海馬、家族と会話。元気な君がおかんのロマン」。このようにロマンと愛情たっぷりの歌をつくったと言います。

これまでの成果として、平成27年度末三原台中学校においての不登校生徒並びに欠席しがちな生徒49人のうち16名、32.6%において明快な登校改善が見られ、全体として欠席日数も減っています。また、保健室に来室する子供たちを中心に、頭痛、腹痛、何かだるいといった症状が改善していったことも成果として上げられています。そのほかにも11時までに寝る生徒がふえ、授業に集中していると答える生徒もふえたそうです。眠育による成果が大きいと考えます。

本市においても眠育教育の推進をと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 幼児期からの規則正しい生活習慣の育成は、子供の健やかな成長にとって欠かせないものと思っております。「早寝早起き朝ごはん」に代表されますように、食育や眠育は国を挙げて取り組まなければならないものだと考えます。

牛久市におきましても、小中学校だけで取り組むべきものではなくて、幼児期から関係各所が連携をとりながら取り組まなければならないものと考えます。

教育委員会といたしましても、学校教育ばかりでなく、家庭教育への働きかけや子供会への働きかけなどを通して、地域ぐるみの活動へと展開できますように努力していきたいと思

います。以上です。
○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） ぜひ堺市の推進を参考にさせていただいて、一人一人が睡眠をしっかりとして、また次の日には爽快に学校に登校できるようなそういう状況をつくっていただけたら、そう思いますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、国民健康保険者の割安料金で宿泊できる施設についてお伺いいたします。

平成28年第2回定例会において同様の質問をさせていただきました。現在、国民健康保険の保険者は地方自治体であります。したがって、保養所についての優遇措置も地方自治体によ

ってさまざまであります。組合や協会の事業所で働くサラリーマンやOL、船員や公務員は事業所と契約する宿泊施設があり、事業所が一部負担することで格安に泊まることができます。しかし、国民健康保険者、後期高齢者医療の方はそのサービスを受けとることができません。老後の楽しみの一つとして旅行でもしたいとの声が聞かれます。そのための措置として助成制度の実施を訴えさせていただきました。

執行部からは、東京都内の例を挙げて、自治体独自に国保加入者、後期高齢者を対象として助成金の支給あるいは割安料金による宿泊できる提携施設の提供を行っているところもあるとのことで、本市は割安料金での提供が可能となる宿泊施設との提携について調査検討するとの答弁をいただきました。その後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

昨年の第2回定例会におきましてお答えいたしましたとおり、市の負担を要せずに国民健康保険加入者に対し割安料金で提供できる宿泊施設との提携実現に向け、調査検討してまいりました。その結果、現時点で1つの宿泊事業者が市と割安料金での提携に応じていただける運びとなっております。

当該宿泊事業者は全国的に保養施設を展開しておりまして、事業者名につきましては現在のところ準備段階のため公表を控えさせていただきますが、提携の内容につきましては、市との協定を締結することによりまして、牛久市における国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が提携先の宿泊施設を利用する際には、保険証を提示すれば通常の宿泊料金から割引が受けられるということになります。

今後は、当該提携につきまして国民健康保険運営協議会にお諮りした上で、事業者との協定の締結や事前の周知広報を経て、平成30年度から開始する予定となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今、御答弁頂戴いたしまして、現在1社、1事業者が決まっているということで、平成30年に向けて行っていくというお話でした。1事業者だけではなくて、これからも一つでも多く提携できるように努力をお願いしたいと思います。

最後に、空き家対策についてお伺いいたします。

空家バンク制度について詳細に御説明をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 空家バンク制度の御質問にお答えします。

空家バンク制度とは、市と公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会が連携して、空き家を売却や賃貸したい所有者と購入や賃借したい利用希望者の橋渡しを協働で行う制度でございます。

これまで市では、空家バンク開設に向けて宅建協会と協議等を重ね、このたび協議等が調い、平成29年9月29日に牛久市空家バンク媒介に関する協定を締結するとともに、同日付で牛久市空家バンクの運用を開始したところでございます。

制度の概要でございますが、市が空家バンク登録物件の募集などの周知活動を行い、空家バンクの登録を希望される空き家所有者から空き家に関する情報を提供いただき、その物件情報を市のホームページで公開いたします。一方、購入や賃借を希望する方には空家バンクに利用登録をしていただくことになり、それらの情報は宅建協会にも提供し、仲介や契約を宅建協会の会員の方に行っていただくものでございます。

空家バンクの登録状況でございますが、11月末現在では2件の売買物件を登録していただいておりますが、空き家等の流通促進を図るためにも登録物件数をふやすことが重要であると考えております。今後は、空き家所有者のアンケート調査等を通して空家バンクへの登録意向を確認しながら、登録物件数を確保してまいります。

また、登録物件情報をより多くの方に見ていただく機会をふやすため、空き家所有者の同意を得た上で、茨城県が運営している茨城県空き家バンク情報検索システムや、国において試行運用が開始されました全国版空き家・空き地バンクへの登録も進めてまいりたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 私たち公明党は7月に、山形県の鶴岡市のつるおかランド・バンクの取り組みについて視察を行ってまいりました。鶴岡市の面積は1,311.49平方キロメートルで、牛久市の約2.3倍です。世帯数は4万8,452世帯、牛久市より1万2,839世帯多く、人口も13万8,499人と4万5,891人多い市となっています。名峰月山を擁する出羽三山を仰ぎ、日本海を臨む庄内平野の中央に位置し、自然環境に恵まれ食文化も多彩です。江戸期より庄内藩14万石として栄えた城下町で、2005年10月1日に4町1村で合併をし、新鶴岡市となりました。

まちの現状は、この30年間ほぼ10万人で推移しているものの、ショッピングセンターの郊外進出や青壮年層を中心とした郊外への住みかえ、農地の宅地化など市街地中心の居住人口の減少が著しく、少子化と相まって高齢化率の伸長に拍車をかけており、中心商店街のみならず、既存住宅地を含む市街地中心全体の空洞化が著しいとのことでした。

そこで鶴岡市は、平成24年度NPO「つるおかランド・バンク」を設立しました。会員構成は、宅建業、建設業、司法書士、建築士、金融機関、NPO、鶴岡市からなっております。空き家は手間がかかりビジネスにはならないところを、これらの皆さんの協力のもと運営をされています。

目的としては、中心市街地の空洞化を起こしている居住地域を活性化させ元気なまちにさせていくこと。その手法として、空き家・空き地・狭隘道路を一体の問題と捉え、その不動産を動かすときに、所有者などのステークホルダーから協力をいただき問題を解決し、生活しやすい環境に小規模ではあるがそれを連鎖させて再生させていくというものであります。

本市においても、高齢化が進む地域の空き家の増加、消防車が進入するのが困難な狭隘道路、草木が繁茂する空き地など、要望も、空き家の草木が茂っていて切ってほしい、猫がすみ着いている、スズメバチが飛んでくる、ハクビシンやタヌキがいるみたい等々、狭隘道路でも火事になったらすごく心配、空き地においても火をつけられたら大火事になるから刈ってほしいなどの市民からの声が多く届いております。

2点目の質問は、この空き家・狭隘道路・空き地を一本化して取り組むということでありませう。

例えば、A宅とC宅の間のB宅が空き家とします。このB宅を低価格でNPOに寄附し、NPOプロジェクトが空き家を解体し、A宅とC宅に低価格で売却。その際、狭隘道路であれば一部道路拡幅に利用することで狭隘道路解消となります。また、A宅とC宅の建てかえをすることで二世帯住宅の実現ともなります。そして、住宅地においては路上駐車の問題もあり、空き地を市が管理する駐車場として活用することで空き地対策にもなります。

土地を再編して再利用できるように変えていくということです。空き家だけが問題ではなく、空き地・狭隘道路を一本化して取り組んではどうでしょうか。執行部の御所見をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの議員の御質問にお答えさせていただきます。

つるおかランド・バンクにつきましては、議員の御質問のとおり、不動産、道路築造、家屋解体、リフォーム、不動産登記、土地・相続調査、土地の抵当・住宅資金等に精通した有資格者の方が協力をして、空き家・空き地・道路等を一体に捉え、区画再編事業を実施することで良好で快適な住環境を推進する団体というふうに認識しております。

具体的な事業内容につきましては、ランドバンク事業である小規模連鎖型区画再編事業の調整、バンクファンド、基金の管理運営及び助成、空き家コンバージョン、空家バンクの管理運営及び利活用にかかわる提案やコーディネート、空き家管理受託などを幅広く行っているところでございます。

これらは官民連携によるパートナーシップというものが大事であることから、行政との綿密な調整を行いながら、空き家・空き地を通した中心市街地の活性化まちづくりを実施しており、コーディネート等の人材の発掘も非常に重要なものとなっております。

当市におきましては、先般の宅建協会との協定締結を終えて空家バンクをスタートさせたばかりで、当面は運営に注力をして空き家の流通を促進して空き家解消に努めてまいりたいと考えております。

また、議員御提案の住宅との中の空き地・空き家所有者が空家バンクを活用した場合などに、隣接所有者等への紹介、あっせん等を行うなども一考とは考えておるところでございますが、今後の業務状況や周辺自治体の状況、さらには市民や関係者の方々の声を聞きながら必要性などを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 午前中の同僚議員の質問にもありましたように、空き家だけが問題ではないわけです。空き地、また狭隘道路とやはり問題は山積していると思いますので、全体を考えて明確な回答を出していただければなと思いますので、その点はよろしくお願いいたします。

3点目は、長期空き家で放置されている物件に対し、朽ちるのを防ぐための適正管理についてお伺いいたします。

つるおかランド・バンクには、空き家委託管理事業があります。この事業は、空き家をつるおかランド・バンクが適正に管理をしており、ライトコースは月3,500円で建物外部の点検や確認、玄関・窓などの開口部の施錠確認、ポスト内の郵便物・届け物等のチェック・転送、庭木や雑草の状況確認。しっかりコースは月5,000円、建物内の通気・換気・清掃、雨漏りのチェック、また地震や台風などの災害チェックも含まれています。レスキューコースは1回につき8,000円、地震や竜巻などの災害後のチェックをきめ細やかに行う。オプションとしては除草や庭木の手入れ、建物や塀の修理、シロアリ、アメシロの駆除、除雪・屋根の雪下ろしなどがあります。

空き家といっても状況はそれぞれ違います。適正に管理されているものもあれば、家屋が朽ち今にも壁や屋根が飛んできそうなところもあります。現在は都内に勤務だけど、定年後は親が住んでいた家に戻ってきたいから残してあるというケースもある。売却するにしても管理がされていれば高く売れる場合もあるでしょう。

そこでお伺いいたします。本市において今後空き家の管理をどのようにしていくのか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

空き家は個人の私有財産であり、財産権や所有権に基づきその所有者が自己の責任により適

正に管理することが基本であると考えております。

しかしながら、管理不全な空き家が発生する背景を見ますと、相続人が存在しない、または相続を放棄した、あるいは市外・県外に居住し空き家に関心がなくそのまま放置されるなどの理由によって管理がおろそかになり、草木の繁茂や害獣などがすみ着き、最終的には家が朽ちて倒壊し、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼす空き家が今後増加することが予想されます。

これらを防止するための市の取り組みとしては、牛久市空家対策等計画を策定し、管理不全空き家の所有者に対して条例に基づく助言や指導を行って改善を求めているところでございます。また、空き家の状態が周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、国の法律に基づき特定空家等に認定し、法に基づく処置も進めているところでございます。

一方で、空き家の適正管理や空き家の発生抑制を目的として、空き家所有者や将来空き家になることが見込まれる住宅の所有者などを対象とした弁護士、司法書士などの専門家による無料相談会の開催や、アンケート調査を行い、空き家の管理に関してどのような悩みがあるのかを把握し、その解消に向けた施策を展開しながら適正管理へと促してまいりたいと考えているところでございます。

議員より御提案をいただきました、つるおかランド・バンクが行っている取り組み等については、今後の対応状況や関係機関も含めた体制状況も踏まえながら、本市でも導入が必要か、調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） では、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で秋山 泉君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時05分といたします。

午後1時53分休憩

午後2時06分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 創政クラブの柳井哲也でございます。

通告書に従いまして、大きく2つの質問をさせていただきます。

まず、1番目、うしく菊花公園の未来図について質問をしたいと思います。

10月28日から11月19日までということで、女化にうしく菊花公園が誕生しました。エリート情報にこうやって大きな情報発信がありましたけれども、本当にきれいな公園ができあがって、2,000人ほどのお客さんが見に来られたと聞いております。

牛久市では、牛久市の木としてキンモクセイ、それから花として菊が牛久市の花ということで、これまでまちづくりのシンボルとして定めてやってきたわけですが、その牛久市の先人たちがなぜそれを選んだのかは想像してみますに、やはり以前、牛久市にはキンモクセイが本当に各家々にあるのを、私、子供時代からよく知っていました。かぐわしい香りが本当にいろんな家で通るたびに感じたのを覚えております。

菊は私の子供時代は主として食用に使われていました。特にそばとかうどんを食べるときに天ぷらをよくやりまして、ピーマンとかニンジンとか母親が天ぷらを揚げ始めますと、子供である私が庭に行って庭先で菊の葉っぱを摘んで、それを洗って近くに置いておきますと、最後にメリケン粉を溶かした器を掃除するようにしてその菊の葉を天ぷら揚げして、天ぷらの種類をふやしておいしく召し上がるという、そういう子供時代はよく天ぷらの材料にしたのを知っております。11月に入るところになりますと花は酢の物にして食べる、そういう形で当時は農村地帯でほとんどの家にそういう形で庭先に菊があったというのを覚えております。

それが、私が二十のころですかね、だんだん都市化の波が押し寄せてきまして、市内にもスーパーができたり、いろいろと生活の形が変わってきますと、庭先に菊はあるんですが、そういうものはだんだん食べなくなりました。もう一変して、おかず類はお店で買ってきて食べるというようなだんだん変わってきたような気がします。

当時、牛久市がそういう菊の花を牛久市の花にしようとしたのは、私は想像しかできませんけれども、そんな感じで菊はあったんですが、ただ私の家は菊と縁がありまして、私は菊のおかげで学校にも行かせてもらえたとし、菊様様なんですけれども、私の兄が学校を卒業してから、現在もですけども、もう60年にわたって実は菊農家というんですか、菊の花を栽培し、菊でこれまで専業でやってきたという私の兄の農家なんですけれども、そういうわけで、菊に対しては私は専門家ではありませんけれども、脇で見ていて菊については随分、この菊はいい菊だとかどうのこうのという思い入れはあるつもりでおります。

そんな感じで、きょうは特に女化にうしく菊花公園ができたということで、菊農家の牛久は生産状況がどんどんふえております。そのほか、うしく菊まつりの開催と共に、うしく菊花公園の開園というものが、菊を市の花とする牛久市に大きくまちづくりの中で貢献していると考えられるわけでありまして。市当局から見た率直な感想を第1番目に質問したいと思います。よろし

くお願いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） うしく菊花公園の率直な感想ということで御答弁をさせていただきます。

今回、女化青年研修所敷地における菊の栽培は、地植えで牛久の名のついた菊や多くの種類が色鮮やかに植えられており、圧巻の一言に尽きるといふうに言えると思います。

牛久市の花である菊を観賞し楽しむ場所がこれまで市内になかったという点において、このたび市民を初めとする民間の方々の方力であるような場所が誕生したことは、率直にとてますばらしいことであるといふうに考えております。

また、牛久市の観光戦略上も、菊まつりとセットでPRすることで相乗効果も期待できるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。そのとおりだと思います。

100%民間の力で会費を集め、牛久市からあの敷地を賃料を払ってお借りして、あの公園をつくって、皆さんにぜひ見てもらいたいということで13人の方々が集まって、一生懸命ボランティアの人に手伝ってもらいながらつくってもらったと聞いております。

私は現地で見تمまして驚いたことは、非常に菊が体系的に植栽されているということです。古典菊ということで、菊はもともと中国大陸から奈良・平安時代初期に入ってきたものだというので、それが歴史の形を残したまま古典菊としてコーナーを設けて植えられていました。

それから、牛久市で菊まつりを11月3日中心にやっていますけれども、そこで牛久の名前のついたスプレー菊、ことして第8回の菊まつりを迎えているということで、24種の新しい牛久の名前のついた牛久の菊の花が誕生したわけですけれども、そういうコーナーも設けてあって、自分がつけた菊が現地へ行くと、「あっ、これが私がつけた菊なんだ」とわかるようにコーナーをつくってあるということでもあります。

それから、クッションマム、本当にきれいな丸い花がたくさん色とりどりの花があるということで、また驚いたのは、1年間を通じて春夏秋冬見られる菊を集めてあるということです。ただ2月3月4月、この期間は地植えだとどうしても菊は咲かないということで、いろんな手を加えれば花を咲かせることはできると思うんですが、地植えで今金をかけないでやっているの、2月3月4月は途切れちゃうということで、それ以外は12月、1月まで寒菊が、数はそろっていませんけれども咲く菊は全部そろえてありますということで、あとは、今後のやり方によって大分夢のある展開はできるんですよという話はお聞きしております。

そういうことでいろいろと夢は湧くわけですが、これから先、菊のまちと本当に心から言え

るように、牛久市にとって菊のまちとしてそういうシンボルの拠点として育てていくべきと考えますが、それについての考えをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 牛久の花である菊、種類が多く牛久の名がつく新しい品種も多数あります。今後この場所で研究が行われ、新しい品種の菊が生まれてくるようになることにつきましても大変喜ばしいことであります。

新種の菊や古典菊などを市内外から多くの方に観賞に来ていただくことは、市にとっても活性化につながることであり、多くの方に楽しんでいただくためにも、秋に開催される菊まつりとあわせ、観光資源として広くPRすることも検討していかなければならないというふうを考えているところでございます。

ただし、菊まつりにつきましては、全国のさまざまな自治体において既に開催をされております。残念ながら後発の牛久市は、何らかの形でほかとの差別化を図らなければ、菊のまちとして市内外で広く周知されることは難しいというふうな考えるところでございます。市内外に広く菊のまちとして周知されるためにも、観光担当とシティプロモーション担当を中心に、民間の力で生み出された菊花公園を今後のまちづくりにどのように生かしていくか、団体と協議をし、十分に検討していく必要があるというふうな考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 非常に私にとってはすばらしい答弁をいただきました。今の川井部長の答弁はもう私の胸にぐぐっと入ってきたんですが、これを進めていきますと予算も計上しなきゃならないということで、そうは簡単にはいかないことだとは思いますが、本当にいろんな部門でぎりぎりの予算で運営している執行部としては、そう簡単にどんどん支援していきましようというわけにはいかないと思うのですが、実は、私、あの菊の公園を見まして感じたことを短く申し上げたいと思います。

実は私は、牛久市には資料館がないということで随分資料館をできたらなという主張をずっと続けてきました。それで菊の説明を聞いたとき、「ああ、何だ、これは資料館という名前ではないけれども、資料館としてのさまざまな資料あるいはアイテム、いろいろそろっているんだな」と思った次第です。

それで何がそこに足りないのかと言いますと、それはやはり統計的・体系的にまとめていく作業というのがそこに加わりますと、あっという間に植物園の一つとして菊の専門の資料館は完成しちゃうなと思った次第であります。

といいますのは、日本にある菊のかかなりの部分があそこにもう集まってきちゃっているんですね。そうなんです。専門家がいて一生懸命日本国中歩いて、ないものがほかにないかとい

うことで探して、集めてきたその集大成をあそこに示したので、かなりの菊が集まっています。それはいろいろ専門書を見ると「あっ、これもある、これもある」ということで、それがわかってくるんですね。

そこに必要なものは、あとは説明書きというか、研究した成果だとか、資料館というのは皆さん御存じだと思いますが、資料の収集というのがあります。もうとにかくあるものは全部収集するという、資料収集をしたら保存をしていく、保存をしたらそれを調査研究をする、調査研究したものを今度は皆さんに発表する、発表してそれを普及させて、それをまちづくりのために展開していくというそれが資料館の存在意義ですけども、そのほとんどのものを実際は備えてしまっているわけです。

ないものは、やはり先ほど言いましたように、それを文章とかさらさないものを集めるための拠点づくり、連絡とかそういうもの、研究所みたいなものですよ。そこに連絡が来る拠点があればもっともっと情報は集まり、また信用されるし、非常に貴重なものも集まってくるとい状況になってくるわけですが、牛久市に支援をお願いしたいということになりますと、何を支援してほしいか。

これは牛久市には4名の学芸員さんがいるわけです。この学芸員さんのたった1人をあそこで配属、担当として指導してやってくれないかと、仲間になってやってくれないかと。ただそれだけであつという間に変身すると思うんですね。私はそう信じております。もうほとんど集まっています。集まっているのをしっかりと調査研究したものをまとめていく。なおかつ、それを発表して、ぜひそういうことで進めていただけたら、牛久市はもっともっと花をテーマとしたまちづくりができるのではないかと考えているんですが、無理な答弁は結構ですけども、根本市長、何かありましたらお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 議員御案内の菊花公園でございますが、私も新聞に載った日に見せていただいたわけですが、そのときに伺ったときに、現場のほうで案内をされている方から、多い日には400人、延べにすると2,000人もの見学者が来場したというようなお話を伺いまして、新たな観光地になり得る可能性というものをこの菊花公園が持っているというふう感じた次第でございます。

また、観光アヤマ園と連携をして整備することで、新たな観光ルートやこれにかかわる産業の創出など、地域活性化への寄与も期待できるというふう考えております。

また、牛久市を市の花である菊のまちとしたいという趣旨には何ら異を唱えるものではございません。しかしながら、議員から御提案がありました菊花公園における事務所や駐車場の整備につきましては、議員からもありましたように多額の費用を要するということもあり、時

間をかけて計画的に実施すべきものというふうを考える次第でございます。

また、現在のこの菊花公園の場所につきましては、ひたち野うしく中学校用地として市が買収したタキイ種苗跡地で行っていた菊の栽培や技術の向上を目指した研究を続けたいという熱意を酌んで、代替地として一時的に牛久菊花会さんのほうに貸し出しを行ったものでございます。

市といたしましては、今回の菊花公園の企画につきまして、先ほどから申し上げておりますように評価をしているものでございますが、今回の企画に関する事前の相談また連絡等が一切ないまま進められたということもございまして、菊花公園の将来計画や実施団体の推進体制などについて把握できておりません。また、女化青年研修所を含む同敷地につきましては、現在生涯学習課が所管をしているところでございますが、今後の利用状況等を踏まえた所管課の調整など庁内協議が必要な状況となっております。

以上のことから、菊花公園の未来図につきましては、適正な手続のもと実施団体の推進体制や将来計画などを踏まえ、市側の所管体制の整理や地元女化行政区との協議、市全体における公共施設の整備計画との調整など等を行った上で、要望事項について検討するということとなりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今、部長からございましたように、私は、その菊花会の皆さんからタキイ種苗に呼ばれまして、そのとき皆さん、こういう菊をつくっていく、それでも学校が建設されちゃうとこういう場所がなくなるということで、ちょうど女化の地に場所がございましたので、こちらはどうかという話をしました。やはりそういう皆さんの熱心な菊づくり、そしてまたいろんな品種を開発してきまして、これは牛久の大きな戦略になるのかなと考えてございます。

ただやはりいろいろな段階がございまして、急にはできない事情もございまして、これからもその菊花会の皆さんと一緒に、これからどんなふうに充実したらいいのかということで進めておりますので、よろしく御理解のほどをお願いします。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。無理に答弁していただきました。できたら育てていけたらなという思いがありまして、私の本当に感じたのをそのまま質問にした次第であります。本当にありがとうございました。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目は農産物の認証についてであります。

牛久市の農業振興策をいろいろ上げて頑張っていることと思っておりますけれども、最も力を入れ

ているものを中心に、まず述べていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、牛久の農業振興策についてお答えいたします。

当市は農業を営む環境としては大変恵まれた土地でございまして、昔は落花生、サツマイモ、スイカの名産地とも言われました。特にスイカは、県の銘柄推進産地指定を受けて「うしく河童西瓜」という地域のブランド農産物となりました。その裏作として生産され始めた大根も同じく銘柄推進産地指定を受けた「うしく河童大根」として市場からは高い評価を受けているわけでございます。

しかしながら、当市でも生産者の高齢化は深刻化しており、スイカのような重い作物から、同じく県の銘柄産地指定を平成23年度から受けている小菊にシフトチェンジする生産者がふえております。JAの花き園芸部会が勢いを増しているというのが昨今の状況です。

市内の代表的な農業者とも言える認定農業者のデータを見ても、平成28年度末時点では総計88人、平均年齢は約61歳と、高齢化は着実に進んでおります。

このように全国的に深刻化する農業者の高齢化と後継者不足、それに伴う耕作放棄地増大といった問題の対策として、国が主力施策として平成26年度から取り組んでいるのが農地中間管理事業です。これは農地を担い手に集約することにより、経営規模拡大やコストの縮減などを図り、効率的な農業経営を後押しする事業でございます。

当市においても、この事業を活用して平成26年から現在までに、水田を中心に約100ヘクタールを集積しております。今後も、この農地の中間管理事業を中心として農地の集積を進めるとともに、将来の牛久の農業を牽引するであろう若手農業者及び規模拡大志向の農業者の支援にも力を入れて、県やJA、関連機関とも協力して、当市の農業振興を進めてまいります。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。牛久市は農業政策に本当に力を入れて、これまで数々の成果を上げていることは、私も承知しているところであります。

日本の農業は本当にこれまでは、政府の進めようとしているものをやっても、農家の人はなかなか所得がふえないで本当に金ばかりかかって、やっぱりやめたというその繰り返しをしてきたわけでありまして、牛久市としましては本当にうまく農家との連携がいつているように感じているところであります。

ただ、きょうの質問はこういうことでございます。2番目になりますが、政府がオリンピックの食の認証について突如発表しました。牛久の農業をさらに伸ばすチャンスとなるようなニュースであります。それは、国と連携しながら牛久の農業を伸ばすオリンピックの食の認証に

ついて強力に推進していくべきと考えますが、牛久市はどのように考えているかをお聞かせいただきたいと思います。農産物を輸出していく基礎づくりに大きく貢献していくものと考えからであります。

政府のその認証というのはどういうものかと言いますと、去る10月28日、茨城新聞によりますと、政府は2020年、東京オリンピック・パラリンピックに照準を合わせ、農産物の安全性を裏づける認証を国内産地に普及させようと本腰を入れるとしております。もう始まっていると思うのですが、これは選手村食堂、競技会場で出せるのは、国際基準となっている規格GAPや日本版の認証を取得した農場の作物に限られ、条件に合うのはまだほんのわずかのことであります。茨城県は国内第2位の農産物出荷額を誇っており、東京の隣とも言える場所に立地しています。牛久市の農家がこの認証を取得し、安全な有機野菜等を提供することができたら、競争力強化に貢献するばかりではなく、それこそレガシーになると考えられます。政府は、オリンピックには外国産ではなくできる限り日本産品を供給するという目標を掲げ、農水省を通じ、指導人材の育成、生産者の研修なども行うなど、8億8,000万円の予算を計上し、支援していきたいと。これは10月の新聞であります。

これについて、牛久市の考えをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長山岡康秀君。

○環境経済部長（山岡康秀君） 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、競技者だけでなく多くの外国人の来日が見込まれ、和食はもちろん日本の食材も話題となることが予測されます。特に選手村を初めとする大会関係施設で提供される飲食については、組織委員会が農産物の調達基準について、持続可能性の観点から食材の安全性、環境保全、生産者の労働安全を要件とすることを決定しました。

これらの要件を満たすものとして認められているのは、世界共通のGAPであるグローバルGAP、日本独自のJGAPアドバンス、そして農林水産省作成の「GAPの共通基盤に関するガイドライン」に準じたGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の認定を受けているものとされております。

このGAPというのは、グッド・アグリカルチャラル・プラクティスの略で、日本語では「農業生産工程管理」と言われ、生産者が栽培から管理・出荷までに守るべきルールのことです。これらに加え、有機農業により生産された農産物、障害者が主体的にかかわって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業など国際機構や各国政府によって認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物が推奨されております。

現実として、平成27年度時点でグローバルGAPの認証を取得している国内の農家は約400軒、JGAPは4,000軒程度で、合計しても農家全体の約2%程度という状況でござ

います。普及が進まない最大の理由は、認証と維持に係る費用です。グローバルGAPの場合は、認証取得に数十万円以上、農業の規模によりますが年間10万円から40万円もの維持費用が必要でございます。また、仮に取得をしたとしまして販売価格に反映できないことや事業者や消費者の認知度が低いなど、経費に対して国内販売では認証メリットが感じられないこと、家族で経営する個人農家では経済的にも管理面においても取得が難しいことから、農家の取得意欲も高まらない状況でございます。

2012年に開催されましたロンドン五輪の場合、大会開催の2年前には英国版GAPである「レッドトラクター認証」を英国農家の8割が取得していたことを鑑みると、約2%程度の我が国の現在の状況は大変深刻であると言わざるを得ません。

しかしながら、生産管理工程を明確に記録し、安全安心な農作物の生産のあかしとしてGAP認証を受けることは意義のあることでございます。このような観点から、当市でも若手農業者や後継者を中心に構成されるUFOクラブの定例会において、県農業機関職員によるGAP認証及び取得についての説明会を実施したり、GAP取得を支援するNPO法人の説明を聞く機会を設けております。

当市では開催地である東京に近く、多様な農作物が収穫できる自然環境にあり、営農には恵まれています。家族経営の農家がほとんどで、五輪開催期間1カ月間に提供されるのは約1,500万食。それに対応するには、日本全国で良質な食材を大量かつ安定的に供給できる体制で臨まなければなりません。

今後、オリンピック・パラリンピックの開催はもちろんですが、農産物等の食材はより規格化・制度化され付加価値が必要となる方向に進むものと考えており、今まで以上に国や県、JA等の関係機関との連携協力を進めていきたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。そのとおりだと思います。

そういうことで、これまで国内ではGAPの取得というものはほとんど進んでこなかった。本当に1社か2社、珍しい企業だけがやってきたということでもあります。

今回はそれを、何というんですか、特区みたいな扱いになるんでしょうかね、農水省が特別にバックアップしますよというので、それを活用できないかという提案だったんですけども、UFOクラブを通じた勉強会などをやっているということなので、牛久市もそういうのを目標に頑張っているということでございます。期待をしながら見ていきたいと思っております。

ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で柳井哲也君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時ちょうどいたします。

午後2時44分休憩

午後3時01分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番山本伸子君から一般質問に関する資料配付の依頼がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番山本伸子君。

〔13番山本伸子君登壇〕

○13番（山本伸子君） 本日最後の登壇となりました山本伸子でございます。

今回、私は大きく2問、監査制度の現状と内部統制の制度化に向けての考えは。そしてもう一つは、ふるさと納税の健全な発展に向けての2点お伺いしてまいります。どうぞよろしくお願いいいたします。

まず、監査委員事務局の体制と実施計画について伺います。

事務局体制の人数については、同じ規模の自治体などと比較して牛久市はどのようなのでしょうか。この10月に1名増員となったようですが、その経緯も含め、お聞きいたします。

監査委員事務局は、市の行政組織において財務行為が適正に執行されているか、また、最少の経費で効率的・経済的に事務事業が執行されているかについて、監査委員の指揮のもと公正中立な立場で監査等を行っているところと認識しております。その上で、監査委員を補助する組織として、行政の適法性、効率性などを市民の視点でチェックし、市民の行政に対する信頼を深めることも大切な使命であると考えます。

ですので、監査委員事務局の職員には、監査の専門性・独立性を確保しながら実効性の高い監査を実施するとともに、監査に関する情報を市民に積極的に開示し、情報の共有を図っていくことが求められているのでもありましょう。そういった立場の職員であることを鑑みたときに、牛久市と比べて同じ規模の他の自治体では、局長の職の職級はどのようになっているのかもあわせて伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 監査委員事務局の近隣の類似団体の職員数につきましては、龍ヶ崎市が3名、石岡市が4名の体制となっております。

監査委員事務局職員が1名増員となった経緯といたしましては、平成22年度までは3名体制、平成23年4月から2名体制となっております。本年10月に8名の新規職員の採用を行いましたので、以前より増員要望のあった監査委員事務局職員を人事異動により増員をいた

しました。

また、近隣の類似団体の監査委員事務局長職につきましては、石岡市が部長級、龍ヶ崎市は課長級で当市と同様となっております。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） では、次に、監査を行う上での基本的な考え方、これは牛久市としてはどのように定めているのか。それとともに、今年度の監査等実施計画書、こちらの着眼点として重点項目が掲げてありますが、これらを重点項目とした理由をお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） お答えいたします。

監査を行う上での基本的な考え方は、監査等実施計画書の基本方針で定めています。その内容は、「地方自治法に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査等を行い、法令その他の規則ののっとりして事業が執行されているか、正確であるかはもとより、経済性、効率性、有効性にも着目する。また、監査の実効性を期するため、過去の指摘・指導等に対する措置の状況を把握し、継続的な指導を行い、その結果を公表し、民主的かつ効率的な行政執行の確保に寄与する」としています。

今年度の監査等実施計画書に定めた監査等の着眼点としての重点項目は7項目ございます。これらを重点項目とした理由といたしまして、1番目の「予算の執行は計画的かつ効果的に行われているか」と2番目の「違法、不当な支出または不経済な支出はないか」は財務事務監査の基本的な着眼点であり、3番目の「事業は経済性、効率性、有効性を十分考慮されているか」、4番目の「組織及び運営の合理化に努めているか」、5番目の「職員管理は適正に行われているか」につきましては、経営に係る事業管理監査の着眼点の中でも、事業管理、組織管理、人事管理という視点からそれぞれ最も基本的な着眼点であるからであります。

また、6番目の「財政援助団体等は適正な会計帳簿、領収書等の整備及び目的に合った支出をしているか」は、市から補助金等を交付されている団体が最低限守らなければならない事項であり、7番目の「過年度の監査等の結果報告に基づく改善措置が確実に行われているか」につきましては、監査委員からの指摘事項が牛久市の改善に資するものであったのかを確認することで、牛久市と監査委員の双方にとって有意義な監査結果となることを常に念頭に置くための着眼点であるからであります。

いずれの重点項目も、その名のとおり最も重要な事項であると認識しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、次に、定期監査、随時監査、行政監査の近年の現状につ

いて伺います。

監査の種類として今申しあげました3つの監査がありますが、そのうち定期監査に関しては、牛久市のホームページでも毎年結果が公開されております。この中で、監査対象事務事業はどのように選んでいるのでしょうか。事業の中には施設管理などを委託している事業もありますが、委託している業務に対する監督責任は委託した牛久市となることから、行政監査的な要素も必要ではないかと考えますが、その点はどのようになっているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） 定期監査の対象事業の選定方法ですが、監査委員事務局では、データ保管されている平成12年度以降の定期監査対象事業の記録をもとに、近年、定期監査の対象となっていない事業を候補に選んでおります。

また、毎月行っている例月出納検査や昨年度の定期監査終了後からこれまでに行ったその他の監査等の際に気になった事業なども候補に選び、当該年度の定期監査対象事業一覧の案を作成しております。

その後、監査委員と協議調整を行った上で、定期監査の対象事業を決定しております。

次に、定期監査を実施する中で行政監査的な要素も必要ではないかとの御指摘についてですが、監査等計画書の定期監査の項目に記載してありますとおり、既に行政監査も加味した定期監査を行っております。したがって、定期監査対象事業に施設管理の業務委託があった場合には、法令に従った契約を行っているか、契約で決められた報告書などは提出されているか、委託内容の検査を行っているかなど、財務に関する事務の執行以外の行政監査的内容の監査も行っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） また、随時監査は、必要があると認めるとき定期監査に準じて行うとなっており、行政監査も、特定のテーマに基づき選定した事務事業の手続が経済的、有効的、効率的に行われているか検証し、結果を関係者に報告するとともに公表するとなっております。この随時監査と行政監査、今までの実績等があるのでしょうか。あれば、主なところをお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） まず、随時監査の実績ですが、平成14年度、15年度、16年度にいずれも現金の取り扱い状況について監査を実施しております。

平成14年度は、公金の歳入現金と外郭団体などの現金取扱について8つの課を対象に監査を実施し、平成15年度は、6つの小中学校と幼稚園1つを対象に監査を実施し、平成16年度は、2つの小中学校及び幼稚園と保育園それぞれ1つを対象に現金の取り扱いについて監査

を実施しております。

次に、行政監査の実績ですが、平成16年度と平成18年度に監査を実施しております。平成16年度は「社会教育施設の維持管理業務の委託について」をテーマに、中央生涯学習センターと奥野生涯学習センターを対象に監査を実施し、また、平成18年度は「市税の滞納整理事務について」をテーマに、収納課を対象に監査を実施しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 今の年度を伺いますとほとんど10年前ということで、この10年間はやっていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（板倉 香君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） 随時監査、行政監査という特出しにしての監査は実施しておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 流山市では、随時監査の中で公金管理の監査については抜き打ち的に実施するなど、より効果的に監査が実施できるようにしています。公金管理については、中央生涯学習センターにおいてその取り扱いが適切に行われていなかった経緯もありますが、公金等の管理マニュアルなどのルールづくりはできているのでしょうか。

また、公金外の現金は法令の規定を根拠に管理しているものではないことから、会計規則も適用されていないと認識いたします。例えば小中学校で保護者から集めている学年費などには学校での取り扱いに関する統一的なルールなどはあるのでしょうか。こうした公金外現金も公金と同様に適正に管理されていなければならず、南あわじ市では随時監査を行っています。その上で、このような随時監査の必要性をどうお考えか、伺います。

○議長（板倉 香君） 会計管理者山越恵美子君。

○会計管理者（山越恵美子君） 昨年度発生しました公金の盗難事件後に、人事課から各課に公金の取り扱い・保管状況について再度確認し、報告するよう通知を出しました。現在、その結果を考慮し、それぞれの現場に適応した統一的な公金の管理マニュアルを作成中です。

同時進行として現在対応しておりますのは、収入金や各課の出納員に現金で支出する資金前渡金など、現金を直接扱う場合の留意点について各課に指導を行っております。

指導内容の1点目は、現金を手元に置かないことです。本庁舎敷地内の課であれば、会計課の支払窓口にてお客様に直接納付をしていただくか、各課の職員が収納した場合には当日のうちに会計課に納付させます。外部施設については、短期間で金融機関または会計課の支払い窓口にて納付をさせ、長期間施設に現金を保管させないこととしております。

2点目は、現金の取り扱いを減らすことです。牛久市会計規則では、支払いは請求書の提出

を待って行わなくてはならないと規定されておりますが、例外として規定されている各課の出納員に現金で支出する資金前渡金の支払いが行われており、これを減らすよう指導しております。収入金については、利用者の利便性を考慮して、還付が発生した際に現金で還付金をお渡しできるよう収入金をストックしているケースが見受けられたため、口座振り込みでの還付を検討するよう指導しております。

また、公金外現金についても、公金と同様の取り扱いをするよう指導しております。所管課において関係団体の会計事務を行っている場合、平成12年から通帳は会計課で預かり、預金通帳貸出票により管理しております。しかしながら、今回の中央生涯学習センターのケースでは通帳を預けておりませんでした。この点について今後は徹底されるよう指導してまいります。

なお、市内の小中学校においては、修学旅行積立金、教材費、PTA会費、部活動後援会費などの個人から徴収する公金外現金がありますが、これらの取り扱いについては学校ごとに学校徴収金取扱規程または要項などを定め、事故防止に努めており、これまで事故等の問題は一度も発生しておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長大和田伸一君 私の方からは、公金及び公金外現金の随時監査の必要性についてお答えいたします。

公金外現金に対する監査の必要性は当然あるとの考えのもと、牛久市では10年以上前から小中学校、幼稚園、保育園に対する定期監査の中で直接現地に赴き、公金・公金外にかかわらず全ての現金、さらには切手・はがきの取り扱いについての監査も最重要項目として行っております。

ただし、市立の小中学校、幼稚園、保育園は全部で19施設ございますが、毎年全施設を対象に実施しているわけではございません。牛久市の定期監査では、現地監査に費やすことができる時間的な事情もあることから、毎年4施設を監査対象としております。

なお、参考までに申し上げますと、南あわじ市で行われた随時監査では、小学校15校、中学校5校を対象に、公金外現金等の取り扱いと備品管理に係る実態調査表及び質問アンケートによる審査を行い、実地調査は小学校2校と中学校1校にのみ行っておりました。

定期監査と随時監査の違いは、毎年一度定期的に行うものか、それ以外に臨時的に行うものかの違いであり、法的には監査の内容に違いはないものであります。したがって、定期監査と随時監査という違いはあるものの、牛久市でも南あわじ市と同様の監査は既に行っているものと認識しております。

また、流山市では公金管理の監査については抜き打ち的に実施するなど、より効果的な監査を実施しているとのことでございますが、調べましたところ、流山市の監査委員条例では「監

査を行うときは、あらかじめ監査の期日を当該監査を受ける者に通知しなければならない」と規定されており、あらかじめとは何日前までという規定がないことから、監査日の朝に実施通知を行い、その日の午後に監査を実施する抜き打ちに近い監査を実施したようでございます。

抜き打ち監査は効果的であるという意見がある一方で、「監査委員制度運営の精神は、不正または非違の摘発を旨とする点にあるのではなく、行政の適法性あるいは妥当性の保障にあるべき」という地方自治法第199条の解釈に反するのではないかという意見もございます。

牛久市につきましては、牛久市監査委員条例第2条に「監査をする日の7日前までに監査の対象となる機関及び関係機関に通知するものとする」との規定があることから、抜き打ちに近い監査は実施いたしません。今年度は例月出納検査の一環として、会計課から釣り銭用現金を借用している課に対し、会計課が抜き打ちで行った釣り銭検査に同行させていただいて、検査の様子を見させていただきました。

このように、法令等に違反しない範囲で、より効果的な手法で行政運営についての正否が調べられるよう努めております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 抜き打ちという言葉は何か不正な摘発に結びつくような感じを受けるかもしれませんが、少なくとも緊急で行う必要がある場合、そういう場合に対応できるようなそういう担保というものが必要ではないかと考えます。現に茨城県の条例においては、7日前までに通知するとしながらも、ただし、特別の事由があると認めるときはこの限りではないとしています。ほかの自治体でもこの一文を入れているところはございますので、今後検討していただければと思います。

では、行政監査に関してですが、例えばさいたま市においては、市が関与する任意団体の事務について行政監査を行っています。任意団体とは、市とは別の組織であるため地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、任意団体独自の運営が行われることとなります。しかしながら、市が多くの任意団体に補助金、負担金等を交付しており、市の職員が任意団体の会計事務などに従事していることから、任意団体においても市の取り扱いに準じた適正な事務に務める必要があるとして監査を行っています。その結果、市の職員が会計事務を含む団体の事務に従事することについての多くの課題を把握することができたとあり、次のように報告がされております。

特に、現金・預金の管理の適正化や内部チェック体制の確立、同一の職員が会計事務に長期間従事しない体制づくりなど、市職員が団体の事務に関与する上でのリスクに適切に対応することが重要である。また、庁舎内に団体の事務局を設置していることについては、市の業務との関連が密接で効率的に事務を遂行できるなどの理由から合理性があると考えられるが、市民

からは市と団体の事務事業が一体的なものとして受けとめられる懸念もある。

団体の事務を所管する部局においては、社会状況や行政需要が大きく変化していることから、団体の設置目的に照らした達成度や各事業の有効性の検証、自立に向けた取り組みを含め団体事務への市職員の従事のあり方、庁舎内に事務局を設置する必要性、団体の必要性について検討されたい。

任意団体は、一度設立されると団体の構成員とのつながり、団体が市民や会員に提供するサービス面などから、事務を所管する部局みずからが見直しを図ることは大変困難であることは理解できる。このことから、団体の見直しが公平・公正の視点から積極的に実施されるよう、任意団体に対する市の関与のあり方について、全庁レベルで定期的に検討する仕組みが構築されることを望むものである。以上のように報告書に記載されております。

では、牛久市において、このように任意団体の会計事務に市の職員が従事しているということがどれくらいあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（板倉 香君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） 補助金及び交付金の交付を受けている任意団体の数は、調査の結果、延べ527団体ございました。そのうち、市職員が会計事務を行っている任意団体の数は37団体でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 延べ527団体のうち37団体、こちらの会計事務を市の職員が行っているということでしたが、それでは1件確認したいと思います。

先ほど会計課で市の職員が会計事務を行っているその通帳は預かって管理しているとの御答弁でしたけれども、この37団体の通帳全て預かっていると理解してよろしいでしょうか。

○議長（板倉 香君） 会計管理者山越恵美子君。

○会計管理者（山越恵美子君） お答えいたします。

市職員が会計事務を行っている37団体中30団体につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、会計課におきまして通帳をお預かりしまして管理しております。残りの7団体につきましては、各団体における管理となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 今、補助金を受けている任意団体の会計事務を市の職員が行って、そのチェックを市の職員がまた行うということに、果たしてチェック機能が働くのでしょうか。補助金を受けている団体は運営においても自立し、会計初め、事務事業を行うのが本来ではないかと考えますが、これを市職員が行っていることをどのように認識していられるのか、お聞かせください。

○議長（板倉 香君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） 監査委員といたしましては、補助金等の交付を受ける任意団体の発足や補助金等を交付することになった経緯などに鑑み、任意団体の事務処理に市職員が関与することは、市の業務との関連が密接で効率的に事務を遂行することができる等の理由から、一定の合理性はあると認識はしているものの、金銭的な補助を行っている団体に対し人的な補助も行う必要性については、よく検討する必要があると考えます。

さいたま市の行政監査結果報告書にあるように、任意団体に対する市の関与のあり方について全庁レベルで検討する仕組みが構築されるべきと考えます。

また、任意団体がみずから運営事務を行うことが難しい場合であっても、市職員が行った事務処理について必ず任意団体の責任者が確認する必要があると考えます。特に、会計事務においては支出の伺いに任意団体の長などが承認したり、決算を任意団体の監事が確認したりする際、市職員任せで形式的になっていないか、よく注意していただき、自主性と責任ある事務運営を常に念頭に置いていただきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 今、御答弁の中で、市の関与のあり方について全庁レベルで検討する仕組みが望ましいという御答弁でした。具体的に監査委員事務局としてはどう働きかけていくお考えがあるか、お聞かせください。

○議長（板倉 香君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） 監査委員といたしましては、財政援助団体等監査の結果報告書の中に盛り込みたいと、現在考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、次に、財政援助団体等監査の対象団体と近年の調査団体、その結果について伺います。

財政援助団体等監査は、市が財政的援助を与えている団体や、資本金やこれらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が公の施設の管理を委託しているものに対して行う監査ですが、具体的に対象となる団体はどういう団体になるのでしょうか。また、近年調査した団体とその結果についてはどうだったのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） 財政援助団体等監査の根拠法令は、地方自治法第199条第7項であります。条文では「監査委員は、必要があると認めるとき、または普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で、当該

財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が支出しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金または利子の支払いを保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また同様とする」と規定されています。

具体的に対象となる団体との御質問ですが、先ほどお答えした補助金等の交付を受けている団体はもとより、損失補償や利子補給といった実質的に財政的援助の内容を有していれば監査の対象となります。また、市から4分の1以上の出資を引き受けている法人、市が公の施設の管理を行わせている指定管理者なども監査の対象となりますので、監査対象団体は相当な数になります。

次に、近年監査を行った団体といたしまして、平成27年度は、牛久市防犯連絡員協議会、UFOクラブ、牛久市観光協会、うしく鯉祭り実行委員会、小中学校芸術鑑賞実行委員会、牛久地区生涯スポーツ推進委員会、岡田地区スポーツ交流会、奥野地区スポーツ交流会、牛久市議会における会派であり、その監査の結果は、いずれも軽微な注意はあったものの改善を要求する指摘事項に該当する案件はなく、「おおむね適正に執行されていた」となっております。

平成28年度は、補助金等の交付を受けている団体の中から、牛久市母親クラブかがるう、牛久市母親クラブめだかの学校、うしく音楽家協会と、牛久自然観察の森指定管理者である特定非営利活動法人うしく里山の会であり、監査の結果は、いずれの団体も軽微な注意はあったものの改善を要求する指摘事項に該当する案件はなく、「おおむね適正に執行されていた」となっております。

また、今年度は、補助金等の交付を受けている団体の中から、牛久市近代農業促進協議会、うしくWA i ワイまつり実行委員会、子ども会育成連合会、牛久市PTA連絡協議会、エスカードシネマクラブと、市営駐車場・駐輪場の指定管理者である牛久都市開発株式会社を選定し、10月に監査を実施いたしました。監査結果につきましては現在取りまとめを行っておりますので、今後、市長及び市議会議長宛てに報告させていただきます。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 今年度の調査の中で駐輪場・駐車場、ここの指定管理者の牛久都市開発、こちらに関しても監査を行ったと。これは恐らく指定管理を定めているところだけだと思うんですが、今の御答弁だと出資が4分の1以上であるところにも監査ができるというお話であったのですが、そうだとすると牛久都市開発はたしか49%牛久市が出資しておりますので、そこは監査ができると理解してよろしいかどうか、確認したいと思います。

こちらには約5,000万の出資金が牛久市から出ていると思います。このお金が適切に市

民のために使われているか。今、エスカードの問題いろいろ起こっておりますが、この点、市民にかわって市が監査をするということではできるのか、確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） 議員の御質問にあった牛久都市開発株式会社のほうを監査できるかということですが、地方自治法第199条第7項にありますとおり、牛久市の監査委員のほうで監査はできることとなります。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは次に、監査制度の充実強化に向けて監査基準の策定、そして外部監査の導入等について伺います。

地方自治法の改正により、監査委員が監査等を行うに当たっては監査基準に従うこととし、監査基準は各地方公共団体の監査委員が定め、公表することとなりました。既にこの監査基準を定めている自治体もあるところですが、牛久市ではどのようなスケジュールで行っていく計画でしょうか。

また、監査制度の見直しが行われ、来年4月に施行されることとなっております。これらについての内容と、それに対する市のお考えをお聞きいたします。

さらに、制度の見直しの中で包括外部監査制度について伺います。包括外部監査は、第三者である外部監査人の判断で特定のテーマを決めて監査を実施する制度で、外部の専門家が市の事務事業を監査することで一層の市政運営の効率化と合理化を図ることができます。牛久市の規模では導入は義務づけされていませんが、任意で条例を制定し導入している自治体もあります。今回の改正により、毎会計年度の実施ではなく、実施頻度が緩和されたことで財政的な負担が軽くなり導入促進が図られていますが、この包括外部監査制度導入についてのお考えも同時に伺います。

○議長（板倉 香君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） 監査制度の充実強化のため、平成29年6月9日に地方自治法等の一部を改正する法律が公布されたところであります。この法改正により講ずるべきとされた監査制度の充実強化の内容は、施行期日が平成32年4月1日のものと平成30年4月1日のものとがございます。

監査委員が監査等を行うに当たっては監査基準に従うこととし、監査基準は監査委員が定め公表することとされたのは、平成32年4月1日施行でございます。既に監査基準を定めている自治体があることは存じておりますが、牛久市では現在のところ他の自治体の動向を見ているところでございます。策定スケジュールにつきましては、全国の都市の監査委員・事務局職員で組織される全国都市監査委員会が策定した都市監査基準をもとに、施行日までに監査基準

を策定すべく取り組んでまいります。

また、施行期日が平成30年4月1日とされたものとしまして、議選監査委員の選任の義務づけの緩和、監査専門委員の創設、条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和がございました。

議選監査委員の選任の義務づけの緩和とは、現在、監査委員は有識者1名、市議会議員1名の2名とされておりますが、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされた改正です。

また、監査専門委員の創設とは、代表監査委員が、より専門的な監査の必要に応じて専門の学識経験者の中から常設または臨時の監査専門員を選任できるものとされた改正です。

また、条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和とは、毎会計年度締結するものとされた包括外部監査を、条例で定める会計年度において当該会計年度に係る包括外部監査契約を結ばよいとされた改正です。

いずれも、より専門的で充実した監査に寄与する法改正と考えられるものではございますが、これらの活用に関するメリット、デメリットの実証がない現在のところ、早期に積極的に活用する予定はございません。今後、他市町村の動向や牛久市における必要性などを十分検討し、慎重に判断してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは次に、内部統制の制度化に向けて伺います。

企業においては2008年に導入された内部統制が、自治体でも制度化されることになりました。地方制度調査会は内部統制を次のように定義しています。内部統制とは、地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長みずからが行政サービスの提供などの事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制を整備及び運用することである。このようにあります。

自治体における内部統制の制度化の実施は2020年なので、まだ先のことでありますが、今現在の牛久市における内部統制に該当する制度にはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 牛久市でも既に業務の中に多くの内部統制に関する制度が存在しております。

例を挙げますと、情報の保存及び管理については、牛久市個人情報保護条例に「保有個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故の防止のために必要な措置を講じなければならない」と定め、牛久市文書取扱規則の中で「職員は、勤務時間中を除き、文書を自己の手元に

置いてはならない」と規定するとともに、文書の保存期間を法令等に定めがあるものを除いて、永年、10年、5年、3年または1年とし、文書の保管状況を明確にし、情報公開請求に備えております。

また、職員が使用するパソコンについて、住民情報を扱うかどうかによって使用する回線を分けて住民情報の流出を防ぐとともに、インターネットに接続するパソコンを別に設置し、コンピューターウイルスの感染を防止するなど、情報漏えいを防いでおります。

財務に関する体制につきましては、地方自治法に基づきまして、会計規則、契約規則等によりさまざまなルールを定めるとともに、予算書、決算書、財務諸表などのほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます4指標を監査委員の審査に付した後、議会へ報告をしております。また、請求書による支払い状況をチェックするため補助簿を作成し、支払いの漏れがないよう管理をしております。

そのほかのリスク管理といたしましては、地域防災計画を策定し、地震や風水害時における動員体制を整備したり、職務執行が効率的に行われることを確保するための体制づくりといたしまして、人事異動による事務引き継ぎがスムーズに行えるよう、職員服務規程により事務引き継ぎ書の作成を定めたりしております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、最後に、内部統制の制度化に向けてのお考えを伺います。

今、内部統制の内容に含まれるものが既に庁内のシステムとしてあることは理解いたしました。そして、そのような内部統制が機能していることが前提となり、監査委員事務局職員や監査委員は、日常の監査業務において全数検査という方法ではなく、幾つかを選んで行うサンプリングによって監査業務を実施していると言えましょう。

そもそも内部統制を導入する必要性は、リスク管理を行うことと、仮にリスクが発生したときに適切に対応し得るための仕組みを全庁的かつ組織的に行うことにあります。今までそれぞれの部署において行っていたリスクを洗い出すことで、職員にとっても事務執行のプロセスや役割分担が見える化されることになり、非効率な事務作業が減少することにつながるという利点があるとされています。

また、内部統制が整備され適切な運用がなされている場合は、監査委員の監査においてよりリスクの高い項目を重点的に監査することが可能となり、監査制度にも資するものと考えられています。

内部統制制度を導入する準備段階としては、内部統制の基本方針の策定と運用のための組織体制を確立することとなりますが、これらは首長の権限でもありますので、市長にお考えをお聞かせいただき、内部統制に関する質問を終わりにしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 内部統制制度の導入については、都道府県及び指定都市では法律上義務づけられ、牛久市を含むその他の市町村では努力義務とされております。

内部統制制度の導入は、全く新しいルールや業務を一からつくり出すことではなく、既に業務の中に多くの内部統制にかかわる制度が存在していることから、これら既存の業務適正化ツールを全庁的に体系化し、その内容を改善していく仕組みを整備していくものと考えております。

内部統制制度を導入するかどうかは今後検討していくこととなりますが、業務を進めていくために必要なルールがそろっているか、ルールが部署内で共有化されているか、ルールどおり業務が進められているか、他の部署と連携が必要な事務について連携できる仕組みができているか、必要に応じてルール等を見直す仕組みがとれる体制になっているか等の項目について適宜チェックし、リスク管理を行いながら、引き続き事務処理の適正さを確保してまいります。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、2番目です。ふるさと納税の健全な発展に向けてということでご伺ってまいります。

ふるさと納税の制度ができて10年、そのあり方についてさまざまな課題が浮き彫りになり、制度の検証をする節目を迎えていると言えましょう。当初、ふるさと納税は、都市部に移り住んだ人が生まれ故郷などに寄附し、都市と地方の税収格差を縮める狙いがありました。

9月、私は、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合が主催したフォーラムに参加してまいりました。福井県など全国の27自治体に参加するこの自治体連合は、ことし5月に設立されました。寄附金の使い道や経済効果について成功事例を紹介し、制度本来の趣旨を取り戻すために協調して活動しています。その自治体連合の共同代表であり、ふるさと納税の提唱者である福井県の西川知事は挨拶の中で次のように話されました。

ふるさと納税は、地方で育ち都市で就職して納税するというライフサイクルによって生じる都市と地方の税負担のアンバランスを解消するものだ。つまり生まれてから高校生になるまで子育てや教育の支援を地方がしているのに、就職すると都会に出て行ってしまい、納税者として都会に税金が落ちるという循環に、地方財政制度が対応できていない。このように話されたのです。同じような現象は牛久市にもあるのかと推察するところです。

そこで、牛久市のここ3年間の寄附金額と控除額、返礼品額の収支をどのように評価しているのか。そして、今年度の見込み額、そして来年度の目標額はどのようになっているのでしょうか。また、今後、ふるさと納税制度に関して、市としてどのように取り組んでいくのかについてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） ふるさと牛久応援寄附における過去3年間の受入金額と控除額につきましては、平成26年度が寄附額184万6,282円に対し、控除額670万9,497円、平成27年度が寄附額3,515万5,100円に対し、控除額3,300万2,117円、平成28年度が寄附額3,199万4,190円に対し、控除額6,704万1,678円で行っていました。

一方、寄附者に対する返礼品の調達及び送付にかかったコストにつきましては、返礼制度を開始いたしました平成27年度が1,666万5,541円、平成28年度が1,513万5,889円で行っていました。

寄附の申し込みは減少傾向にあるものの、今年度は昨年度と同等、または上回るペースで寄附をいただいております。

ふるさと寄附の課題といたしましては、議員御指摘のとおり、寄附者の多くがふるさとやゆかりのある自治体に寄附をするのではなく、自治体間の過剰な返礼品競争により、返礼品の内容によって寄附先を選択する傾向が目立ち、制度本来の趣旨から乖離した運用がなされている点がございます。その結果、本来であれば牛久市に納税されるべき税金が、ふるさと寄附による寄附金控除という形で他の自治体への納税として流出しております。

ふるさと寄附によるいわゆる牛久市の赤字額、これは寄附額から返礼品の品代及び送料、専用サイト利用料などの事務にかかわる経費並びに控除額を引いた額になりますが、この赤字額は、平成27年度は約1,500万円、平成28年度は約5,000万円と増加しております。今後もこの傾向は続いていくことが予想され、市の財政に影響を及ぼすことが懸念されます。しかし、個人の自由意思による寄附について市は関与できる立場にはございません。

また、他の自治体住民からの寄附をふやすべく、市内の特産品を積極的にPRするとともに、市内業者の協力いただきながら返礼品のバリエーションをふやしてまいりましたが、今後、牛久市への寄附額が流出する税金の額を超えられるか、また、国が進めますふるさと寄附制度が自治体の努力で赤字を黒字に転換することができる制度になっているのか、疑問でございます。市としてもさまざまな検討をせざるを得ないものと認識をしております。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） お手元に配っていただいた資料を見ましても、そうですね、牛久のほうに寄附していただいた金額は3,000万ぐらいで終始しているんですが、今年度の控除額が倍になっていて6,700万ということは、市民が他に寄附したのが1億5,000万になっておりますので、この金額を見るとかなりふえているのかなという気はいたします。この5,000万、6,000万があれば何かしらの事業が牛久市でも行える金額、それが他所に

逃げていっているということ、これをどうにかとめる方法はないのかなと思うところですが、それに関連することとして、今からいろいろ質問させていただきたいと思います。

次に、返礼品の還元率とモノからコトへの返礼品の考え方について伺います。

過熱する返礼品競争を防ぐため、総務省は昨年4月、家電や高い返礼品はやめるように通知をしました。そして、ことしの4月、再度、家電や商品券の廃止に加え、返礼品の金額を寄附額の3割以内にするように通知を出しましたが、その後、8月に就任した総務大臣が自治体の判断を尊重する考えを示唆したことから、再び混乱している状況です。

牛久市の場合は返礼品の還元率は5割を目安として執行してきたと、昨年の決算委員会の折の執行部の答弁の中でありました。還元率を抑えるということは、特産品の金額を今よりも下げることにつながってくる。特産品の額を抑えて選定することで、牛久市の返礼品の魅力が薄れ、寄附の件数が減る懸念もあると思われる。牛久市の全体の収支のみを論じるのであれば、さまざまな議論があるかとは思いますが、返礼品を寄附に対する対価としてではなく、牛久市の特産品を返礼品として送ったことをきっかけとして知ってもらい、気に入ってもらえれば、その寄附者は今度は牛久市の特産品のお客様になる。また、市内の地場産品を選定することで市内の商工振興につながってくるので、商工観光課としてはそういった視点で考えていると答弁されています。

この返礼品の考え方として、モノだけでなくコトを動機として共感や参加を集めていく事例が広がっています。近隣では、石岡市でシルバー人材センターの会員が空き家の見回りサービスを返礼品としたり、小山市はヤクルトレディによる見守り活動を返礼品としました。このような新しい返礼品の考え方も含め、返礼品の還元率をどのようにお考えかを伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長山岡康秀君。

○環境経済部長（山岡康秀君） 返礼品の還元率につきましては、山本議員御指摘のとおり、これまで寄附額の5割を目安に返礼品を選定し、運営してまいりましたが、ことし4月に総務省から、返礼品の額について寄附額の3割以下にするよう指示があったことから、今年度中に3割以下に見直すよう手続を進めておりました。既に3割以下に見直しをした返礼品もございます。この見直しは、総務省からの指示に従って返礼品の見直しを全国一斉に実施すれば、牛久市の返礼品の魅力は薄れることにはつながらないとの判断によるものでございます。

しかしながら、その後の野田総務大臣の「自治体の判断を尊重する」との発言以来、返礼品の3割以下への見直しを中断している状況でございます。返礼品の還元率につきましては、今後、国、県及び他自治体の動向を注視しながら方向性を決定してまいりたいと考えております。

また、新しい返礼品に対する考え方につきましては、今年度から1万円の寄附に対する返礼品だけでなく、2万円・3万円コースの設定や体験型の返礼品を新たに開発いたしました。こ

の体験型の返礼品は、牛久市にお越しいただき、バーベキューやアクセサリーづくりなどを実際に体験していただくものでございます。このように体験型の返礼品を通して牛久市に来ていただき、牛久市の魅力を知っていただく返礼品の開発を今後も進めてまいりたいと考えております。

さらには、議員御提案の石岡市や小山市のようなこれまでとは視点を変えた返礼品についても、他自治体の情報を把握するとともに、市独自開発も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは次に、寄附金の使い道の希望と実際に使った事業、また新たな使い道の可能性について伺います。

ふるさと納税サイト運営会社の利用者の意識調査では、寄附金の使い道で最も関心が高かったのは災害支援で59%、2番目は子育て・教育で37%、自然保護が31%、医療・福祉が28%となっています。

牛久市の場合も、いただいた資料を見ますと、寄附金の使い道の希望が多いものは、教育や健康、環境に関する事業と、その他市長が定める事業です。

ところで、これらの希望する事業を市の該当する具体的な事務事業に充てていますが、この事業についてはどのような基準で選んでいるのか。特に、市長が定める事業という希望に対する事業の選び方についてはどのようにしているのかを質問いたします。

○議長（板倉 香君） 答弁者に申し上げます。答弁の残時間が残り少ないですので、簡潔にお願いいたします。

経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御答弁申し上げます。

現在、ふるさと牛久応援寄附の使い道の指定といたしましては、1番として健康づくり及び福祉に関する事業、2番、環境の保全に関する事業、3番、生活安全に関する事業、4番、産業の振興に関する事業、5番、都市基盤整備に関する事業、6番、教育及び文化芸術に関する事業、7番、その他市長が定める事業、以上7つの選択肢がございます。

直近の平成28年度の実績としましては、牛久市のホームページでも公開しておりますとおり、合計で2,640件、総務部長の答弁にも先ほどございましたけれども、3,199万4,190円の寄附がございました。使い道の指定としては、件数で一番多かったのが市長が定める事業の783件883万円で、割合としましては29.7%となっております。2番目が健康づくり及び福祉に関する事業で527件605万2,000円、割合としては19.8%、3番目が教育及び文化芸術に関する事業で476件718万2,000円で18%の割合とな

っており、それぞれの主要事業に寄附を充当しております。

平成27年度は、合計2,878件で3,515万5,100円の寄附でございました。子育て・教育及び文化芸術に関する事業が1番で、1,096件1,308万円で割合といたしましては38%、2番目が市長が定める事業で964件1,159万5,100円で割合としては33.5%でございました。

寄附の傾向としましては、教育、福祉関係に充ててほしいという希望が多く見受けられます。

平成28年度におきましては、市長が定める事業と教育及び文化芸術に関する事業のうち、個別の事業指定がありました2件を除く分を、重点事務事業でございまして「ひたち野うしく地区に中学校に建設する事業」に充当しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは次に、使い道の寄附者及び市民への周知について伺います。

寄附をしていただいた方へのお礼とともに、寄附金を活用した事業を市民に知らせ、寄附に対する感謝を喚起するための取り組みも同じように大切なことだと考えます。

長崎県平戸市では、ふるさと納税の特設サイトのホームページの動画で、ふるさと納税を活用して購入した福祉バスに乗っている高齢者や寄附をもとに起業した店主、寄附で購入した図書館の本を読む子供たちが、寄附をした方々へのお礼の言葉を述べ、市民の生活に寄附が活かされていることが感謝とともに伝わってくるようになっていきます。目に見える形で寄附を生かしていくことで、寄附をした方に恩返しをするという姿勢があらわれていました。

牛久市の場合、使い道の知らせの仕方についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 寄附者から受け入れました寄附金の使い道につきましては、現在、牛久市ホームページに掲載するとともに、寄附者から使い道を市長に任せられました寄附につきましては、充当した事業を寄附者に対し個別に通知しているところでございます。

今後は、先ほど御助言をいただきました新たな使い道の創設とあわせまして、使い道のお知らせの仕方についても、より多くの寄附者が自身の寄附の使い道を確認できるよう、市ホームページだけでなく、ふるさとチョイス等専用サイトに掲載することも検討してまいります。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、次に、ホームページの充実とふるさと寄附のサイトとの契約について伺います。

ふるさと納税はパソコンの画面から返礼品を選んで寄附をするという仕組みですので、返礼品を選ぶ選びやすさや見た目の美しさ、つまり機能性と美的感覚が必要であり、そのためのホームページの充実は、ふるさと納税のサイトを見てもらうための大きな要因になると思われま

す。納税額上位の自治体はふるさと納税の特設サイトを設けており、その充実ぶりは目を見張るものがあります。返礼品については各自治体の地域性があり、その数や種類を比べてみても上位の自治体にはとても及ばないものがありますが、牛久市の特産品を知ってもらい、商工振興と観光にもつながるホームページの見せ方が必要ではないかと考えます。

今の牛久市のふるさと納税のホームページは、業者に委託して作成したものなのでしょうか。また、牛久市の場合、ふるさと納税サイトのふるさとチョイスに画面が飛ぶようになっていますが、いろいろなサイトがある中でこのふるさとチョイスを選んだ経緯と契約金額、内容がどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 市ホームページのふるさと寄附につきましてはの掲載は外部に委託したのではなく、ふるさとチョイスのサイトと連動するよう総務課において加工・作成しております。サイトと連動することで、市のホームページから直接ふるさとチョイスの寄附申し込み画面にアクセスできるため、有効な手段であると考えております。

なお、契約につきましては、株式会社トラストバンクが運営します「ふるさとチョイス」及びヤフージャパンが運営する「ヤフーふるさと納税」と契約をしております。この2社を選んだ経緯につきましては、平成27年の導入当初、ふるさとチョイスが認知度・シェアともに最も高く、契約額につきましても年額4万8,600円からと安価であったため、同社と契約をいたしました。

なお、ヤフーふるさと納税につきましては、クレジットカードによる寄附を受け入れるために、契約しておりますヤフー公金支払いの付帯サービスとして無料で利用できるため、平成28年9月から利用しております。

より多くの方々から牛久市を応援したいと思っただけのよう、議員からいただきました御助言を参考に、寄附者の利用環境の整備だけでなく、返礼品の見せ方につきましても工夫をしてみたいと思います。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、最後に、ふるさと納税を市のシティプロモーションと捉え、1つの政策手段と考えて推進していくお考えについて伺います。

積極的に取り組んでいる自治体では、総合政策部や財務部などの企画部門が事務局になっています。推進室として取り組んでいる自治体もあります。今の牛久市のふるさと納税を担当する部署はどのような体制になっており、今後発展的に推進していくための組織づくりについての御見解をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 当市のふるさと納税の事務体制は、まず申し込みを総務課が受け付け、入金の確認をいたします。その後、総務課は受領証を送付し、農業政策課や商工観光課に返礼品の手配をいたします。農業政策課と商工観光課は、直ちに市内業者に連絡し、業者が返礼品発送後に、農業政策課と商工観光課が代金を支払います。事業全体の総括管理を政策企画課が行い、問い合わせ対応やインターネットサイトの管理は総務課が、返礼品企画は農業政策課と商工観光課が協議して行っております。

今後もより一層各課の連携を深め、牛久らしい返礼品開発に努め、今後は使途明示型ふるさと納税なども検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 政策企画課、以下、総務課、農業政策課ということで、市民税の控除も入れると税務課もかかわってくるかと思えます。なお一層連携して取り組んでいただければと思います。

ふるさと納税に関して数々伺ってまいりました。この制度には両手を挙げて賛成とはできかねるところですが、かといって制度からおりることは他の自治体に寄附を持っていかれるばかりとなるのも現実です。少なくとも健全な形でこの制度を発展させていけるような取り組みができるよう、市民一人一人もいま一度ふるさと納税について認識を確かめることが大切であると改めて思いました。

これで私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時18分延会